

第12章 水 産 庁

第 1 節 資源管理の推進

1 我が国周辺漁業資源調査等

我が国周辺水域における水産資源について適切な管理と持続的利用の科学的基礎となる資源評価を実施するため、TAC 対象魚種や資源管理指針対象魚種等主要な水産資源52魚種84系群について、独立行政法人水産総合研究センターを中心に産学官の連携を図りながら資源調査を実施するとともに、資源の水準・動向や TAC 設定の基礎となる生物学的許容漁獲量（ABC）等の資源評価結果について公表を行った。

2 我が国周辺水域の水産資源の管理

(1) 資源管理指針・資源管理計画に基づく新たな資源管理体制の導入

平成23年度から、国及び都道府県が「資源管理指針」を作成し、同指針に沿って漁業団体が「資源管理計画」を作成・実施する新たな資源管理体制が導入された。

また、この新たな資源管理体制を、基本的に全ての漁業者の参加を得て全国的に推進するため、資源管理計画に基づき計画的に資源管理に取り組む漁業者に対し漁業共済と積立ぶらすを活用して減収の補填を行う「資源管理・収入安定対策」が講じられた。

さらに、資源管理指針・資源管理計画体制を推進するため、資源管理協議会の運営に必要な経費や関係漁業者の意見のとりまとめを行うための漁業者協議会の開催等への支援措置が設けられた。

資源管理指針・資源管理計画体制の導入に伴い、平成14年に始まった資源回復計画については、資源管理指針・資源管理計画への移行のため、平成23年度で終了することになったが、資源回復計画の下で実施されてきた資源管理措置は、資源管理指針・資源管理計画体制による資源管理措置として同じ内容が引き継がれ、平成24年度以降も継続して実施されることになった。

(2) 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度の的確な推進

平成8年の「国連海洋法条約」締結に際して、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（平成8年法律第77号。以下「法律」という。）を制定し、平成9年から6魚種（さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、ずわいがに）を対象に、法律に基づく漁獲可能量（以下「TAC」という。）管理を開始した。平成10年に、するめいかを追加し、現在7魚種を対象に TAC 管理を行っている。

また、平成13年に法律を一部改正し、漁獲努力可能量（以下「TAE」という。）制度を創設し、対象魚種として平成14年にあかがれい、さめがれい、さわら、とらふぐ、やなぎむしがれいの5魚種を指定し、平成15年度にはまがれい、平成16年にはいかなご、やりいか、平成17年にはまこがれいを追加し、現在9魚種を対象に TAE 管理を行っている。

TAC 及び TAE の管理に当たっては、法律に基づき「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」を策定している。この基本計画は、資源の保存及び管理に関する基本方針、資源ごとの動向、TAC、TAE に関する事項を規定しており、資源ごとの動向、漁業の経営その他の事情を勘案して検討を加え、必要に応じた変更を行っている。

なお、平成23年度においては、平成24年から5年程度の期間、TAC 魚種ごとの中期的管理方針に沿った管理を行うため、平成18年に定めた方針を改正した。

また、設定された TAC 及び TAE については、ネットワークシステム等による適切な管理を行っている。

3 持続的養殖生産の推進

我が国の養殖業は、戦後順調に成長を続け、現在では沿岸漁業の重要な位置を占めるようになった。

その一方で、これまでの成長の過程をみると、養殖業の発展に伴い生産量の増大を目的とした過密養殖や過剰な餌料投与が各地で見受けられたこともあり、国内の多くの養殖漁場において環境が悪化する傾向にあった。このような養殖漁場環境の悪化は、養殖水産動植物の伝染性疾患の発生及びまん延の原因にもつながり、最終的にはその漁場における養殖自体を不可能に

しかねないものであった。

また、生産コスト削減の観点から、養殖用の種苗を海外に依存する傾向が高まってきており、海外から養殖水産動植物の伝染性疾病が侵入する危険性も高まっていた。

このような状況に対処するため、平成11年5月、養殖漁場の改善を促進するとともに、特定の養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延を防止することを定めた「持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）」を制定した。

この法律に基づく漁場改善計画については、平成24年1月末現在で28道県で、335の計画が作成され知事等の認定を受けており、養殖漁場の環境は改善されつつある。なお、全国の養殖生産量のうち、これらの計画を策定した漁場における生産量は87.5%を占めている。

4 溯河性さけ・ます人工ふ化放流事業

さけ・ます類は、食料の安定供給、北日本における漁業の振興を図る観点から、その資源の持続的利用の重要性は高く、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）において、「農林水産大臣は、毎年度、溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画を定めなければならない。」とされている。

国際的には、「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」において母川国が第一義的な利益と責任を有するとともに、適正な資源管理義務が課せられている。また、「生物多様性国家戦略2010」（平成22年3月16日閣議決定）において、さけ・ます増殖事業の推進に当たっては、「北太平洋の生態系との調和を図り、生物として持つ種の特性と多様性を維持することに配慮する。」とされている。

このように、さけ・ます資源の持続的利用を図るとともに、その適正な資源管理を推進することが重要となっている。

23年度は、「さけ・ます資源高品質化推進事業」として、高品質なさけ・ます資源を効果的に造成するための取組に対する支援を行った。

また、地域の協議会が策定した計画に基づいた地先資源の増大等の取組と、そのために必要となる施設の整備に対して支援を行った。

さらに、東日本大震災からの復興のために、被災したさけ・ます種苗生産施設の復旧整備や放流事業に対して支援を行った。

表1 23年度センターが実施すべき人工ふ化放流計画（農林水産大臣が水産政策審議会の答申を受けて定めた計画）

魚種	放流数（千尾）
さけ	129,000
からふとます	7,200
さくらます	2,700
べにざけ	150

表2 23年度北海道、本州における人工ふ化放流計画

魚種	地 域	放流数（千尾）
さけ	北海道	883,300
	本 州	738,846
からふとます	北海道	127,000
さくらます	北海道	4,353
	本 州	6,308

表3 23年度さけ・ます人工ふ化放流関連予算

	（千円）
さけ・ます資源高品質化推進事業費	232,166
強い水産業づくり交付金	3,551,816の内数
うち、さけ・ます種苗生産施設の整備	
さけ・ます生産地震災復旧支援緊急事業費	2,700,000
水産業共同利用施設復旧整備事業費	
	73,108,240の内数
うち、さけ・ます種苗生産施設の整備	
被災海域における種苗放流支援事業費	
	2,161,143の内数

5 内水面漁業振興対策事業

内水面漁業・養殖業は、淡水性魚介類の供給、種苗放流等を通じた水産資源の維持増大、釣り等レクリエーションの場の提供、中山間地域等における就業機会の創出、漁業活動を通じた内水面の環境保全等に寄与しており、近年、国民の自然環境の保全等に対する意識が高まるとともに余暇時間が増大していく中、健全な親水性レクリエーション等を通じたゆとりや潤いのある国民生活と余暇活動の提供などその役割は一層重要なものとなっている。

他方、内水面漁業・養殖業を取り巻く環境は、流域の改変、河川流量の減少などによる水生生物の生息環境の悪化に加え、ブラックバス等外来魚の生息域の拡大やカワウの急激な増加による食害問題などの生態系の変化、アユ冷水病やコイヘルペスウイルス病の蔓延などますます厳しい状況にある。

このような状況を踏まえ、内水面における生物生息環境の保全、水産動植物の増養殖の推進、地域の活性化等を図るため、各種の対策を講じているところである。

平成23年度においては、生態系との調和、地域特性

の活用、他産業との連携等を念頭におき、内水面資源の増養殖等基盤施設や内水面漁業近代化等施設の整備に対する支援を行った。

また、広域的に連携して行われるカワウの生息状況調査や追い払い・捕獲、外来魚駆除に対する支援、漁業者が取り組む生育環境改善の活動や内水面生態系の復元・保全に関する幅広い理解と協力を促進するための実践的な取組に対する支援を行った。

さらに、水系ごとに異なる溪流魚の遺伝的多様性を維持した移植方法や生息場所の復元技術の開発、効率的・効果的な駆除を推進するための外来魚抑制管理手法の開発、生態系等に配慮した増殖指針の作成を行った。養鰻業については、我が国と中国、台湾、韓国の生産者間での民間協議や親鰻及び稚魚放流に対する支援を行った。

平成16年に発生した新潟中越地震及び平成19年に発生した新潟中越沖地震で大きな影響を受けているコイ養殖業の振興を図るため、魚病の検査等に対する支援を行った。

表4 23年度内水面関連予算

	(単位：千円)
健全な内水面生態系復元等推進事業費	276,051
鰻供給安定化事業費	28,217
強い水産業づくり交付金	3,551,816の内数
うち、	
内水面資源増殖等基盤施設の整備	
内水面漁業近代化等施設の整備	
錦鯉生産地の震災復旧支援	

6 漁場環境及び生態系の保全

- (1) 赤潮及び貧酸素水塊による漁業被害防止のため、有害赤潮プランクトンの生理・生態の解明、赤潮及び貧酸素水塊の発生予察技術や防御技術の開発、養殖ノリの色落ち被害の原因となるケイ藻赤潮の被害対策を実施するとともに、プランクトン同定研修会を開催した。また、赤潮情報ネットワークシステムの高度化を図った。
- (2) 原因者不明の油濁事故による漁業被害の救済と漁場の保全を図るため（財）海と渚環境美化・油濁対策機構が実施する救済事業等（防除清掃事業、審査認定事業、油濁被害防止対策事業）に対し助成した。
- (3) 希少水生生物の保全を図るため、現状把握や調査研究内容の検討等を行うとともに、資源状況調査データの総合的分析及び保全手法の開発等を実施した。
- (4) 大型クラゲ等の有害生物による漁業被害防止対策として、大型クラゲ発生源水域での日中韓による国

際共同調査、日本近海の出現状況調査、出現情報提供、大型クラゲの混獲回避漁具の導入促進、有害生物の駆除、陸上処理、トドの効果的な追い払い方法の実証試験、出現実態や生態の把握調査等を実施した。

- (5) 有明海における漁場環境の改善と漁業の振興を図るため、漁業者等からの意見を聞いた上で、二枚貝資源の生産回復に資する漁場環境改善技術の現地実証として、底質等改善技術の開発及び微細気泡装置等による曝気・耕耘効果技術の開発を行った。
- (6) 漂流・漂着ゴミ対策のため、漁業系資材のリサイクル技術の普及・コンサルティングを行うとともに、漁業活動中に回収した漂流物の処理を行う民間団体に対し助成を行った。
- (7) 平成19年に策定された「農林水産省生物多様性戦略」及び平成22年に閣議決定された「生物多様性国家戦略2010」を踏まえ、漁業生産の基盤である漁場環境の保全など生物多様性の保全と両立した持続的漁業生産の確立に資するため、漁場環境における生物多様性を評価するための指標の開発と定量化を行うとともに、化学物質の有害性、蓄積実態、生物多様性や生態系への影響を調査した。

第2節 つくり育てる漁業の推進

1 栽培漁業振興対策

栽培漁業は、沿岸水産資源の維持増大施策の重要な柱として、昭和38年度以降瀬戸内海に国の栽培漁業センターを設置し、主に種苗生産、放流等の栽培漁業の技術開発を実施してきた。昭和52年度からは栽培漁業の全国発展を図るため海区毎に整備することとし、平成7年度までに16か所の栽培漁業センターを整備した。

さらに国の技術開発の成果をもとに種苗生産を行う県営栽培漁業センターの基本施設の整備（昭和48～58年度、全国37か所）に引き続き、増強施設の整備（昭和55～63年度、全国32か所）、拠点施設の整備（昭和60～平成15年度）、新技術導入施設の整備（平成元～15年度）、海区拠点施設の整備（平成6～15年度）、種苗生産環境改良施設の整備（平成9～15年度）及び資源回復支援施設の整備（平成16年度から）を進めている。

平成14年に成立した「独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律」により、社団法人日本栽培漁業協会は、平成15年10月1日に独立行政法人水産総合研究センターと統合した。これにより、社団

法人日本栽培漁業協会が委託事業として行っていた栽培漁業に関する技術開発の業務については、独立行政法人水産総合研究センターが実施することとなった。

平成23年度については、複数の都道府県の漁業者が利用する資源で、早急な回復・安定が求められており、関係者間の放流経費の負担調整が困難な広域種について、期間を限定した集中的な種苗放流を行うことによって、親魚を獲り残して再生産を確保する「資源造成型」の栽培漁業の実証事業や放流種苗の確保のため、種苗生産施設の間での連携や分業により共同生産体制を構築し、大量放流による効率化や対象種の重点化に向けた取組について支援を行った。

また、東日本大震災からの復興に向けて、被災した種苗生産施設の復旧・整備や被災県の種苗生産体制が整うまでの間、他海域の種苗生産施設等からの種苗の導入による放流尾数の確保を図る取組について支援を行った。

表5 平成23年度栽培漁業関連予算

	(千円)
独立行政法人水産総合研究センター	
施設整備費補助金	157,786,518の内数
都道府県	2,116,947の内数
強い水産業づくり交付金	387,782の内数
うち、資源回復支援施設の整備	
民間団体等	
産地水産業強化支援事業	3,163,944の内数
種苗放流による資源造成支援事業費	142,500
復興対策	
水産業共同利用施設復旧整備事業費	
	73,108,240の内数
被災海域における種苗放流支援事業費	
	2,161,143

2 海面養殖業の振興対策

我が国の海面養殖業は、水産物に対する国民のニーズの高度化・多様化に対応して発展を続け、海面漁業全体の生産額の3割近くを占めるまでに成長しており、地域によっては中心的な産業になっている。

しかしながら、近年は供給過剰等により多くの養殖水産物で価格の低迷が見られ、また、世界的な魚粉需要の増加等により餌飼料の価格が高騰する等、海面養殖業は厳しい情勢に直面している。このような情勢を克服し、海面養殖業が水産物の安定供給と漁村地域の振興に貢献し続けるために、国民の信頼を受けつつ海面養殖業を持続的に推進できる体制づくりが必要である。

こうした状況を踏まえ、水産行政としては各種の対

策を講じているところである。

23年度は、養殖水産物の安定供給に資するため、窒素やリン等の物質循環を可能とする魚介類など複数の種類を組み合わせた複合養殖技術を開発する取組み等に対し、支援を行った。また、クロマグロ養殖については、完全養殖を実現し、消費者への安定供給を図るため、早期成熟等の優良な形質を有する個体を選別し親魚群を形成するための技術開発を行うとともに、成長等のよい餌飼料の開発・普及や、波浪条件の厳しい未利用海域での養殖を可能とする生簀技術等の開発の取組みに対し、支援を行った。

このほか、消費者の関心の高い、安全・安心な養殖生産の実現を図るため、養殖生産に関する情報を適切に発信する取組み、漁場環境の変化やノロウイルス等のリスクに応じた生産管理手法の見直しのための対応策の検討・実践等に対し、支援を行った。

ノリ養殖業については、ノリ輸入枠の拡大等、ノリ養殖業を巡る情勢変化に対応するため、コストの削減や付加価値の向上を推進し、国際競争力の強化を図った。具体的には、生産工程の高度化に資すると考えられるモデル事業、優良な特性を有するノリ株・糸状体の選定・利用の促進、構造改革計画に基づき生産性の低い自動乾燥機等を廃棄する取組み等に対し、支援を行った。

第3節 資源管理・漁業所得補償対策

1 資源管理・収入安定対策

我が国漁業の状況は、資源状態の低迷により漁業生産金額は総じて減少傾向であり、燃油等の高騰によりコストも増大傾向にあることから、将来にわたって持続的に漁業経営を維持し、国民への水産物の安定供給を確保していくためには、これまで別個の施策として展開していた漁業経営の安定対策と資源管理対策をリンクさせる抜本的な政策転換が必要となっている。

このため、適切な資源管理等と漁業経営の安定を図り、国民への水産物の安定供給を図るとともに、漁業共済・積立ぶらすの仕組みを活用し、資源管理や漁場改善の取組を行っている漁業者に対して、収入額が減少した場合に減収補填を行う「資源管理・収入安定対策」を実施。

2 コスト対策

燃油・配合飼料の価格は、中長期的には依然として

上昇基調にあると考えられることから、経営の体質強化を基本としつつも、これと併せて価格の急上昇による経営環境への影響を緩和するセーフティーネットの構築を図ることが、経営の安定と水産物の安定供給を図る上での課題となっている。

このため、漁業経営に大きな影響を与える燃油等の価格高騰に備えた「コスト対策」として、漁業者・養殖業者と国の拠出により、燃油・配合飼料の価格がそれぞれ一定基準以上に上昇した場合に補填金を交付する漁業経営セーフティーネット構築事業を実施。

第4節 漁業の担い手確保・育成対策

1 漁業労働力の確保等

平成22年現在の我が国の漁業就業者は、20万3千人となっており、この10年間で22%減少した。また、年齢階層別にみると65歳以上の高齢者の割合は全体の36%、60歳以上にあつては50%と高齢化が進行しており、このような現状に対応するため、水産基本法に基づき定めた水産基本計画において、都道府県及び民間団体が有機的な連携を図りつつ将来の漁業生産を担う若い意欲的な人材の確保・育成を推進し、効率的かつ安定的な漁業経営を育成するため、次の事業について助成した。

(1) 漁業担い手確保・育成対策事業

漁業への新規就業・新規参入を促進するため、経験ゼロからでも漁業に就業できるよう、株式会社アール・ピー・アイに設置された全国漁業就業者確保育成センターによる就業情報の提供、就業準備講習会や就業相談会の開催、漁業現場での長期研修（原則最長1年間）等、漁業就業希望者の各段階に応じたきめ細かな支援。

(2) 福祉対策事業

漁村地域の福祉向上のため全国共済水産業協同組合連合会が昭和56年度から発足させた漁業者高齢福祉共済事業の推進等。

(3) 漁船安全操業対策事業

漁船の海難等の減少を図るため、株式会社アール・ピー・アイに設置された全国漁業就業者確保育成センター及び特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構による海難防止知識の普及やライフジャケットの着用に関する講習会の開催等の取組を支援。

(4) 効率的・安定的沿岸漁業促進事業

全国漁業協同組合連合会が行う青年・女性漁業者グ

ループのリーダー資質向上対策、漁業経営や地域活動等に関する取組の全国交流、青年漁業者グループの経営改善の取組や漁村女性等による起業的活動の取組等を支援した。

2 水産業改良普及事業

最近の沿岸漁業等をめぐる厳しい情勢を踏まえ、沿岸漁業の生産性の向上、漁家経営の改善等の課題を地域の特性に応じて解決することが重要となっており、水産業改良普及事業の推進に当たっては、組織体制の整備強化及び普及職員の資質の向上を図り、水産行政に即応した全国的に統一ある普及活動を展開することが緊要となっている。

このため、国は道府県に対して、水産業普及指導員の配置、水産業普及指導員室の運営等普及事業の実施に要する経費について水産業改良普及事業交付金を交付した。

また、平成22年に行われた事業仕分け等を契機に、農林水産省内に設置した「普及事業のあり方検討会」において時代の要請に即した普及事業の新たな展開について検討し、平成23年8月に見直し結果の取りまとめを行った。当該結果を踏まえ、国と道府県による協同事業の枠組みは維持しつつ、先進的な漁業者への相談・支援体制の強化、普及・研究・教育・行政の連携強化等、普及事業の一層の強化に取り組むこととした。

3 独立行政法人水産大学校

独立行政法人水産大学校は、中央省庁等改革により、水産に関する教育・研究を実施する機関として、平成13年4月1日に独立行政法人として設立された。

また、第二期中期計画における評価等を踏まえ、第三期中期計画が平成23年4月1日より開始され、設立目的である水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成に努めたとともに、業務実施に要する経費について23年度は運営費交付金19億6,870万1千円を交付した。

第5節 水産制度金融

1 概 況

23年度の漁業金融の状況をみると、24年3月末現在の全金融機関の総貸出残高は10,935億円となり、前年同期に比べ595億円（5.2%）の減少となった。

これを漁業規模別にみると、中小沿岸漁業向けが10,548億円、大規模漁業向けが387億円で、中小沿岸漁

業向けが大宗を占めている。

次に金融機関別にみると、系統金融機関が7,242億円で最も大きく、一般金融機関が2,547億円、政府系金融機関が1,086億円となっている。これを前年と比べると、系統金融機関が2.3%、一般金融機関が1.7%の減少となったが、政府系金融機関は14%の増加となった。構成比をみると、系統金融機関が66.6%、一般金融機関が23.4%、政府系金融機関が10.0%となっている。

2 系 統 金 融

(1) 貯 金

23年度における漁協貯金は、表6のとおり、24年3月末で8,825億円となり、前年同期に比べ37億円(0.4%)の減少となった。

(2) 貸 出 金

23年度における漁協貸出金は、表6のとおり、24年3月末で1,844億円となり、前年同期に比べ228億円(11.0%)の減少となった。漁協の貯貸率については、前年同期に比べ2.5%減少し、20.9%となった。なお、漁協・信漁連・農林中金で構成される系統金融機関の24年3月末の貸出金残高を、上部機関からの借入金を差し引いた純残高ベースでみると、合計7,242億円となり、前年同期に比べ167億円(2.3%)の減少となった。

表6 漁協貯金・漁協貯貸率の推移

	(単位：億円、%)		
	21年度	22年度	23年度
漁 協 貯 金 (A)	8,937	8,862	8,825
漁 協 貸 出 金 (B)	2,118	2,072	1,844
漁協の貯貸率(B/A)	23.7	23.4	20.9

3 一 般 金 融 機 関

銀行、信用金庫等一般金融機関の貸出状況は、表7のとおり、24年3月末で2,547億円であり、前年同期に比べ44億円(1.7%)の減少となった。

表7 一般金融機関の漁業に対する貸付残高

	(単位：億円、%)		
	22年度	23年度	増加率
国内銀行銀行勘定	1,978	1,937	△2.1
信 託 勘 定	0	0	0
信 用 金 庫	613	610	△0.5
計	2,591	2,547	△1.7

4 株式会社日本政策金融公庫資金 (旧：農林漁業金融公庫資金)

株式会社日本政策金融公庫は、平成20年10月1日に、農林漁業金融公庫、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行が解体・統合して設立された政策金融機関で、旧農林漁業金融公庫の業務を引き継ぎ、農林漁業者に対し農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金の融通を行っている。

水産関係資金としては、漁業経営改善支援資金、漁船資金、水産加工資金等9資金(農林漁業共通の資金を含む。)がある。

23年度の貸付決定額は表8のとおりで、24年3月末で322億円、前年同期に比べ170億円(211.7%)の増加となった。

表8 日本政策金融公庫資金貸付決定状況

	(単位：百万円、%)		
資 金 名	22年度	23年度	23/22
漁 業 経 営 改 善 支 援	6,338	6,828	107.7
中山間地域活性化	661	331	50.1
振 興 山 村 ・ 過 疎	0	500	-
漁 業 基 盤 整 備	1,250	230	18.4
漁 船	1,253	3,138	250.4
農 林 漁 業 施 設	324	2,851	879.9
水 産 加 工	4,126	4,297	104.1
農林漁業セーフティネット	1,279	14,065	1,099.7
計	15,231	32,240	211.7

注：単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。

5 漁業近代化資金等の制度資金

(1) 漁業近代化資金

漁業近代化資金制度は、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的として44年に創設され、漁業者等に対し、漁船資金を中心に長期かつ低利の施設資金等の融通を行ってきている。

同資金については、国から農林中央金庫への補給契約分を除き、平成17年度より都道府県へ税源移譲されている。

23年度の融資実績は、平成24年3月末で278億円となっており、前年同期に比べ31億円(12.6%)増加した。用途別にみると、前年度に比べ漁具等施設が10億円、水産動植物の種苗購入・育成が17億円、共同利用施設が4億円それぞれ増加となった。

表9 漁業近代化資金の用途別融資額

(単位：百万円，%)

	金 額		構 成 比	
	22年度	23年度	22年度	23年度
都道府県承認分				
漁船(20トン以上)	1,019	1,249	4.1	4.5
漁船(20トン未満)	9,522	9,285	38.5	33.3
養殖用施設	993	931	4.0	3.3
加工用施設	2,780	2,808	11.2	10.1
漁具等施設	2,175	3,190	8.8	11.4
水産動植物の種苗購入・育成	8,255	9,943	33.4	35.7
共同利用施設	0	450	0	1.6
計	24,347	27,874	100.0	100.0
国の直接利子補給分				
共同利用施設	0	0	0.0	0.0
合 計	24,745	27,874	100.0	100.0

注：単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。

(2) その他の制度資金

その他制度資金融資・貸付状況については表10のとおりとなっており、主なものとして、漁業経営が困難となっている中小漁業者であって、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営再建計画の認定を受けた漁業者の固定化債務の整理を行い漁業経営の再建を図ることを目的として51年度に創設した漁業経営維持安定資金がある。

なお、同資金については平成17年度より、国際規制関連経営安定資金については平成18年度よりそれぞれ都道府県へ税源移譲されている。(ただし、漁業者団体への直接助成は除く。)

また、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営改善計画の認定を受けた漁業者に対し、低利の短期運転資金を融通し経営の改善の円滑な推進を図るため7年度に創設(23年度より、貸付対象者に地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく総合化事業計画の認定を受けた漁業者を追加。)した漁業経営改善促進資金については、23年度に26億円の貸付極度額が設定されており、平成24年3月末で前年同期に比べ3億円(10.0%)減少した。

表10 その他制度資金融資・貸付状況

(単位：百万円)

資 金 名	22年度	23年度
漁業経営維持安定資金	(4,334)	(1,569)
(国の利子補給助成に係る貸付額)	80	0
国際規制関連経営安定資金	-	-
漁業経営再建資金	-	-
漁業経営改善促進資金(極度額)	2,877	2,568
漁業経営高度化促進支援資金	(-)	(-)

注：()は都道府県の利子補給助成に係る貸付額である。

6 沿岸漁業改善資金

沿岸漁業改善資金制度は、沿岸漁業従事者等が経営、操業状態の改善を図るため自主的に近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式又は漁ろうの安全の確保等のための施設を導入し、又は生活の改善を図るため合理的な生活方式を導入することを促進するとともに、青年漁業者等による近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得や経営の基礎の形成を助長するため、沿岸漁業従事者等に対する中・短期の無利子資金の貸付を行う都道府県に対し国が必要な資金を助成する制度として昭和54年に創設された。

表11 沿岸漁業改善資金貸付状況

(単位：百万円)

	21年度	22年度	23年度
経営等改善資金	1,920	1,418	1,344
生活改善資金	2	15	3
青年漁業者等養成	322	202	283
確保資金			
合 計	2,245	1,635	1,630
補助金交付額	-	-	-
対象都道府県	40県	40県	39県

7 中小漁業融資保証保険制度

中小漁業融資保証保険制度は、「中小漁業融資保証法」に基づき中小漁業者等に対する金融機関の貸付について漁業信用基金協会がその債務を保証し、その保証につき独立行政法人農林漁業信用基金が保険を行うものである。

23年度の保証状況をみると、年度中の保証額は972億円で前年比3.6%の減少となり、年度末保証残高は2,293億円で0.7%の増加となった。保証残高を金融機関別にみると、農中は対前年度比11.6%増、信漁連は6.3%増、漁協は9.1%減、銀行等は5.2%の減少となった。次に資金種類別にみると、漁業近代化資金は、前年比1.9%減、一般資金2.1%の増加となった。

なお、23年度中の代位弁済額は111億円で前年比76

億円の増加となり、この結果単年度事故率は11.6%、累計事故率は3.6%となった。

第6節 水産業協同組合

(1) 水産業協同組合の現況

24年3月末現在における水産業協同組合は、単位組合が2,528（沿海地区漁協1,000、内水面漁協837、業種別漁協111、漁業生産組合470、水産加工協110）、連合会が152（漁連112、信漁連30、水産加工連9、共水連1）、うち全国段階連合会が10となっている。

(2) 漁協系統をめぐる状況

我が国周辺水域の資源水準の低下による漁獲量の減少、魚価の低迷等による我が国漁業の不振を背景に、漁協系統をめぐる情勢も厳しさを増している。

このような状況の中で、漁協系統が漁業者の事業や生活を支えるという本来的役割を的確に果たしていくために、更には水産基本法の基本理念である「水産業の健全な発展」の実現に向けて、より積極的な役割を果たしていくために、漁協系統の組織・事業基盤の強化が必要となっている。

特に漁協全体で約450億円（平成18年度決算）にまで累積している繰越欠損金の解消が急務であり、これに対応するため、平成20年度に欠損金見合いの借換資金（漁協経営改革支援資金）を創設し、当該資金を借り入れる際の利子助成等を実施している。

第7節 水産物の流通加工・需給・消費対策

1 水産物の需給・価格動向

23年（1月～12月）における我が国の漁業・養殖業の総生産量は465万9千t（概数）で、前年に比べ11.0%減少した。

魚種別には、まいわし、くろまぐろ、するめいか等が増加し、きはだ、しらす、ほっけ、さけ類等が減少した。

23年の産地価格は、前年に比べ、かつお（生鮮）は23%、ぶり類は21%、かたくちいわし、さば類は14%上昇した。

また、まいわしは57%、すけとうだら（生鮮）は37%、ほっけ（生鮮）は27%下降した。

23年の消費地価格（東京都中央卸売市場における主要魚種（生鮮））は、前年に比べ、かたくちいわしは40%、ぶりは15%、まだい（養殖）は12%上昇した。

また、みなみまぐろは19%、かんぱち（養殖）は4%、まいわしは3%下降した。

2 水産物の流通対策

漁業・漁村の6次産業化を推進するため、地域の漁業者等による6次産業化の取組に向けた計画づくり、新商品開発や販路開拓などの取組に対する支援を行った。

3 水産加工業対策

(1) 概 況

水産加工品の生産量（以下使用する数値は、陸上加工のみ）は、原料魚の供給や需要の推移によって左右されるところが大きい。平成23年の水産加工品生産量（生鮮冷凍水産物を除く。）は172万2,554t、生鮮冷凍水産物の生産量は125万647tで、前年に比べそれぞれ5%、19%減少した。

ア ねり製品

ねり製品の生産量は53万1,587tで、前年に比べ0.4%（2,037t）減少した。このうち、かまぼこ類は46万3,811tで前年に比べ1%（5,019t）減少したが、魚肉ハム・ソーセージ類は6万7,776tで、前年に比べ5%（2,982t）増加した。

イ 冷凍食品

冷凍食品の生産量は25万2,992tで、前年に比べ13%（3万8,978t）減少した。このうち、魚介類（切り身、むきえび等の加工品）は14万770t、水産物調理食品は11万2,222tで、前年に比べそれぞれ、8%（12,576t）、19%（2万6,402t）減少した。

ウ 乾製品

乾製品の生産量は26万3,511tで、前年に比べ11%（3万3,311t）減少した。このうち、素干し品は1万6,198tで前年に比べ2%（284t）増加したが、塩干品は19万225t、煮干し品は5万7,088tで、前年に比べそれぞれ、11%（2万2,765t）、16%（1万830t）減少した。

エ 塩蔵品

塩蔵品の生産量は、19万1,535tで、前年に比べ1%（2,259t）減少した。このうち、さばは、5万609tで、前年に比べ5%（2,443t）増加したが、さけ・ますは8万8,466tで、前年に比べ5%（4,649t）減少した。

オ くん製品

くん製品の生産量は1万158tで、前年に比べ7%（723t）減少した。

カ 節製品

節製品の生産量は9万4,584 tで、前年に比べ4 % (3,872 t)減少した。このうち、節類は6万1,746 t、けずり節は3万2,838 tで、前年に比べそれぞれ、4 % (2,479 t)、4 % (1,393 t) 減少した。

キ その他の食品加工品

その他の食品加工品の生産量は37万8,187 tで、前年に比べ3 % (12,106 t) 減少した。このうち、塩辛類は2万4,407 t、調味加工品は25万116 tで、前年に比べそれぞれ4 % (1,014 t)、3 % (7,259 t) 減少した。

ク 生鮮冷凍水産物

生鮮冷凍水産物の生産量は125万647 tで、前年に比べ19% (29万3,388 t) 減少した。このうち、いわし類は29万6,104 t、いか類は8万9,128 tで、前年に比べそれぞれ、6 %、10%増加したが、さば類は24万567 t、さけ・ます類は11万4,417 t、さんまは10万33 tで、前年に比べそれぞれ、21%、17%、35% 減少した。

(2) 主な水産加工業対策

ア 現在、国内において食用として十分に利用されていなかった国産の魚介類又は海草類等を水産加工品の原材料として有効活用する「水産加工原料確保緊急対策事業」を行った。

イ 水産物流通の全ての段階を通じた品質・衛生管理体制の構築を推進するため、品質・衛生管理ガイドラインの策定、地域ぐるみの品質・衛生管理体制の構築、HACCP 手法導入のための講習会の開催や技術指導等に対する支援を行う「水産物フードシステム品質管理体制構築推進事業」を行った。

4 水産物の需給安定対策

(1) 魚価安定基金造成事業（国産水産物安定供給推進事業）

漁業者団体が水揚げ集中による価格低落時に漁業者から水産物を買取り、一定期間保管した後、価格上昇時に流通業者へ販売する調整保管を実施する際の買取代金金利、保管料等を助成するために必要な資金を造成した。

(2) 水産物流通情報リアルタイム提供事業

漁業経営の安定と水産物の安定供給を図るため、水産物の需給・価格の動向に関する情報を的確に収集・分析し、漁業者をはじめとして広く国民へリアルタイムに提供するとともに、水産物貿易統計の作成を実施した。

5 水産物の輸出入

(1) 輸出入の概況

ア 輸 出

23年については、福島原発事故の放射能問題による諸外国の輸入規制に加え、急激な円高等により、水産物総輸出額は、前年比で11.0%減少し、1,741億1,840万円であった（表12）。

特に減少した品目は、さけ・ます類及びさんま等である。

また、輸出額全体に占める割合を輸出先別にみると、香港（35%）が最も大きく、次いで米国（14%）、中国（9.8%）、タイ（7.8%）、韓国（6.8%）と続いている。

表12 23年水産物輸出実績（輸出額上位5品目）

単位：数量はトン、〔 〕は食用海草等の枚数単位の実績があるものについて、千枚単位で記載
金額は百万円、（ ）は千ドル

品 目	数 量	金 額
総 計	[17,974]	174,118
	424,321	(2,183,216)
(1) 真珠	34	18,338
(真珠及び真珠製品)		(230,965)
(2) 干しなまこ	195	11,784
		(145,983)
(3) ほたて貝	10,255	11,269
(活生冷凍塩乾)		(143,047)
(4) 貝柱調整品	1,983	9,428
(気密以外)		(120,209)
(5) さば	97,765	8,766
(生冷凍)		(108,731)

イ 輸 入

23年の水産物の総輸入額は、1兆4,546億7,903万円で、前年より6.1%増加した（表13）。

輸入額が増加した主な品目は、えび（2.1%増加）等であり、逆に減少した品目は、うなぎ調整品（7.6%減少）等である。

表13 23年水産物輸入実績（輸入額上位5品目）

単位:数量はトン 金額は百万円、（ ）は千ドル		
品 目	数 量	金 額
総 計	2,693,885	1,454,679
		(18,290,216)
(1) えび	209,949	185,401
(活・生・冷・凍)		(2,339,121)
(2) まぐろ・かじき類	214,165	184,445
(生・冷・凍)		(2,315,956)
(3) さけ・ます類	258,361	159,415

(生・冷・凍)		(1,993,766)
(4) えび調整品	76,707	62,098
		(781,042)
(5) かに	49,102	59,838
(活・生・冷・凍)		(757,704)

(2) 水産物の非自由化品目

我が国では、沿岸・沖合漁業の主要対象種等について、無秩序な輸入により国内の漁業生産及び需給に悪影響が生じないように、また、我が国周辺水域の資源管理措置を補完するため輸入割当制度を実施している。輸入割当品目は次のとおりである。

○活、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのさば、あじ、いわし、たら、すけとうだら、にしん、さんま及びぶり、並びにそれらの魚類のフィレ及びその他の魚肉、フィッシュミール。

○煮干し。

○冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのたらの卵。

○活、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのほたて貝、貝柱及びいか（もんごういかを除く）。

○食用ののり及びこんぶ、並びにそれらの調製食料品。

表14 23年度補助金等

	(単位：千円)
水産物流通情報リアルタイム提供事業	93,684
水産加工原料確保緊急対策事業	46,379
水産物フードシステム品質管理体制構築推進事業	91,429
国産水産物安定供給推進事業	369,348

第8節 漁業保険制度

1 漁船損害等補償制度

(1) 概 況

漁船損害等補償制度は、漁船につき不慮の事故による損害の復旧及び適期における更新を容易にするとともに、漁船の運航に伴う不填の費用の負担及び責任等の発生による損害を補填することを目的とした制度であり、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく漁船保険（普通保険及び特殊保険）、漁船舶主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保険並びに漁船乗組員給与保険法（昭和27年法律第212号）に基づく漁船乗組員給与保険から構成される。

これらの保険の元受は漁船保険組合が行っている。このうち特殊保険及び漁船乗組員給与保険については、国が再保険を行っており、普通保険、漁船舶主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保

険については、漁船保険中央会が再保険を行い、更に、普通保険、漁船舶主責任保険及び漁船積荷保険の再保険の一部について国が再々保険を行っている。

(2) 漁船保険等事業

ア 漁船保険

この保険は、漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害を填補するものであり、戦乱等による事故以外の事故（普通保険事故）により生じた損害を填補する普通保険と、戦乱等による事故により生じた損害を填補する特殊保険がある。更に、普通保険には、普通保険事故により生じた損害を填補する普通損害保険と、これとともに保険期間が満了した場合に保険金額相当の保険金を支払う満期保険がある。

(ア) 普通保険

a 普通保険の加入状況

23年度において普通保険に加入した漁船は、17万4,308隻、83万8,590 tである。このうち普通損害保険の加入隻数は17万2,284隻で、満期保険の加入は（継続分を含む）2,024隻である。

加入隻数を前年度に比べると総隻数では13,578隻減となっており、20 t未満階層（無動力船含む。）では13,520隻（7.3%）減少し、20 t以上階層では58隻（4.1%）減少している。トン数階層別に普通保険の構成比を見ると動力漁船では、5 t未満が85.8%を占めており以下5～19 t 13.3%、20～49 t 0.1%、50～99 t 0.2%、100～999 t 0.5%となっており、無動力漁船は0.2%である。

次に22年12月31日現在の在籍漁船数と加入隻数を対比した隻数加入率をみると、加入総隻数では、59.9%の加入率となっており、このうち動力漁船では、5 t未満は58.8%、5～19 tは86.1%、20～49 tは90.7%、50～99 tは92.2%、100～999 tは81.7%となっており、無動力漁船は3.3%であった。

また、保険価額に対する保険金額の割合すなわち付保率は、動力漁船では5 t未満95.7%、5～19 t 95.0%、20～49 t 98.0%、50～99 t 96.5%、100～999 t 89.1%、動力漁船総数では94.0%、無動力漁船では95.6%を示しており、これらの保険金額は9,726億円であって、前年度に比べて328億円の減を示している。

b 保険事故

23年度において保険金を支払った普通保険事故は61,593件、支払保険金は573億2,819万円で

あり、前年比307.8%の増となった。

c 漁具特約の引受及び事故

漁船に属する漁具については、特約がある場合のみ、その属する漁船とともに保険の目的とし得ることとなっており、普通保険においては、漁船とともに全損した場合に限り填補することとなっている。

23年度において、漁具特約の引受件数は（特殊保険を含む）は676件で、保険金額は56億1,901万円であった。

なお、保険金を支払ったものはなかった。

(イ) 特殊保険

23年度の保険契約件数は280件で、保険金額は342億6,666万円であり、その内訳は北部漁場275件321億3,266万円、南部漁場5件21億3,400万円であった。

なお、保険金を支払ったものはなかった。

イ 漁船船主責任保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者が、当該漁船の運航に伴って生じた費用で、自己が負担しなければならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴って生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害を填補する基本損害、当該漁船の利用者の死亡等につき、自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害等を填補する乗客損害、並びに当該漁船の乗組員の死亡等につき、労働協約等に基づき一定の金額を支払うことによる損害を填補する人命損害がある（いずれも戦乱等によるものを除く）。

23年度の保険契約隻数は、基本損害172,179隻、乗客損害15,272隻、人命損害12,678隻で、保険金額はそれぞれ55兆1,650億1,000万円、5兆5,696億5,000万円、400億2,400万円であり、純保険料はそれぞれ24億1,413万円、3億2,829万円、4,520万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、基本損害2,226件62億5,374万円、乗客損害50件9,607万円、人命損害9件695万円であった。

ウ 漁船乗組船主保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者であって、当該漁船の乗組員であるものにつき、当該漁船の運航に伴って死亡等の事故が生じた場合（戦乱等によるものを除く）に一定の金額を支払うものである。

23年度の保険契約隻数は30,434隻で、保険金額は526億6,150万円であり、純保険料は4,984万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、36件4,723万円であ

った。

エ 漁船積荷保険

この保険は、漁船に積載した漁獲物等に生じた損害（戦乱等によるものを除く）を填補するものである。

23年度の保険契約隻数は568隻で、保険金額は527億3,861万円であり、純保険料は1億967万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、30件4億344万円であった。

オ 任意保険

この保険は、①漁船により漁獲され漁船以外の船舶で漁場から運搬中の漁獲物又はその製品につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害を填補する転載積荷保険と、②スポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶（プレジャーボート）の運航に伴い当該船舶の所有者等が負担する賠償責任に基づく賠償等による損害を填補するプレジャーボート責任保険の2種類がある。

23年度の保険契約隻数は、転載積荷保険63隻、プレジャーボート責任保険15,772隻で、保険金額はそれぞれ46億1,769万円、3兆8,890億7,800万円であり、純保険料額はそれぞれ373万円、1億2,615万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、プレジャーボート責任保険176件2,582万円であり、転載積荷保険の支払いはなかった。

カ 漁船乗組員給与保険

この保険は、漁船の乗組員が抑留された場合における給与を保障するため、保険に加入する事業主が乗組員に支払うべき給与に代えて保険金を支給するものである。

23年度の保険契約件数は200件で、その内訳は北部漁場195件、南部漁場5件であった。

なお、保険金を支払ったものはなかった。

(3) 財 政 措 置

普通保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険については、一定の条件の下に国庫が純保険料の一部を負担することとなっている。23年度においては、国庫負担額は51億6,638万円であった。

また、漁船保険組合に対し、事業実施に必要な経費について4億6,825万円の助成を行った。

なお、東日本大震災により漁船普通保険等再保険事業に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため、650億5,226万円を一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定へ繰り入れた。ま

た、漁船保険組合の同震災に係る保険金の支払いについて、被災組合の準備金を超過した金額についての財源支援等を行った漁船保険中央会へ45億8,180万円を補助した。

2 漁業災害補償制度

(1) 概 況

漁業災害補償制度は、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づき、漁業協同組合等の協同組織を基盤とする漁業共済団体（漁業共済組合及び同連合会）が行う漁業共済事業及び漁業再共済事業並びに政府が行う漁業共済保険事業により、中小漁業者の相互救済の精神を基調として、その営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によって受ける損失を補填するために必要な給付を行い、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とするものである。

近年の我が国水産業を取り巻く情勢は、周辺水域の資源状況の悪化、漁業就業者の減少・高齢化など依然として厳しく、漁業経営は困難な現状におかれており、経営安定に漁業共済の果たす役割はますます重要となっている。

このような中で、23年度の加入状況は、加入件数47,158件、共済金額4,697億1,967万円、純共済掛金194億419万円であった。この加入実績は、前年度実績4,183億5,475万円に対し12.3%増（514億円増）となり、過去最高を記録した。この内訳は、漁獲共済が前年度比15.3%増（347億円増）、養殖共済が前年度比29.2%増（274億円増）、特定養殖共済が前年度比5.4%減（44億円減）、漁業施設共済は前年度比38.7%減（64億円減）となっている。

なお、21年度契約分に係る支払状況は、24年3月末現在で支払件数15,334件、支払共済金189億9,649万円であり、また、22年度契約分に係る支払状況は、24年3月末現在で支払件数40,035件、支払共済金313億9,305万円であった。

(2) 漁業共済事業

ア 漁獲共済

この共済は、漁業者の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が共済限度額（過去一定年間の漁獲金額を基準として漁業者ごとに定める一定額）に達しない場合の損失について共済金を支払う事業である。

23年度の契約件数は、14,071件と前年度の12,601件に比べ増加し、共済金額では、2,618億5,374万円と前年度2,271億3,508万円に比べ15.3%の増加となった。

なお、21年度契約分に係る支払状況は、24年3月末現在で支払件数6,141件、支払共済金103億3,170万円であり、また、22年度契約分に係る支払状況は、24年3月末現在で支払件数4,020件、支払共済金111億6,175万円であった。

イ 養殖共済

この共済は、養殖中の水産動植物が、台風や津波、赤潮等の災害により死亡、流失した等の損害について共済金を支払う事業である。

23年度の契約件数は、5,554件と前年度の5,389件に比べ増加し、共済金額では、1,213億7,401万円と前年度939億4,471万円に比べ29.2%の増加となった。

なお、21年度契約分に係る支払状況は、24年3月末現在で支払件数1,117件、支払共済金26億8,377万円であり、また、22年度契約分に係る支払状況は、24年3月末現在で支払件数1,256件、支払共済金68億4,387万円であった。

ウ 特定養殖共済

この共済は、特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が共済限度額（過去一定年間の生産金額を基準として漁業者ごとに定める一定額）に達しない場合で、かつ、その生産数量が一定の数量に達しなかった場合の損失について共済金を支払う事業である。

23年度の契約件数は、5,314件と前年度の7,219件に比べ減少し、共済金額では、763億8,067万円と前年度807億7,587万円に比べ5.4%の減少となった。

なお、21年度契約分に係る支払状況は、24年3月末現在で支払件数2,640件、支払共済金53億7,827万円であり、また、22年度契約分に係る支払状況は、24年3月末現在で支払件数3,392件、支払共済金75億9,149万円であった。

エ 漁業施設共済

この共済は、供用中の養殖施設又は漁具の流失、損壊等の事故による損害について共済金を支払う事業である。

23年度の加入件数は、22,219件と前年度40,363件に比べ減少し、共済金額では、101億1,125万円と前年度164億9,909万円に比べ38.7%の減少となった。

なお、21年度契約分に係る支払状況は、24年3月末現在で支払件数5,436件、支払共済金6億275万円であり、22年度契約分に係る支払状況は、24年3月末現在で支払件数31,367件、支払共済金57億9,594万円であった。

(3) 財 政 措 置

23年度においては、漁業共済の加入者に対する共済掛金についての国庫補助額は79億5,810万円であった。

また、漁業共済組合及び同連合会に対して、事業実施に必要な経費について4億8,727万円の助成を行った。

なお、東日本大震災により漁業共済保険事業に係る保険金の支払財源の不足に充てるため、127億2,158万円を一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定へ繰り入れた。また、漁業共済組合の同震災に係る共済金の支払いについて、被災組合の準備金を超過した金額についての財源支援等を行った全国漁業共済組合連合会へ3億7,282万円を補助した。

第9節 漁 船 漁 業

1 底びき網漁業

概要：沖合底びき網漁業は15t以上の動力漁船により底びき網を使用し、おおむね北緯25度以北、東経153度以西、東経128度30分（一部128度）以東の太平洋、オホーツク海及び日本海で行う漁業である。操業区域は46区分に細分化されており操業は資源保護上及び漁業調整上の厳しい制限のもとに主に自県沖を中心に行われている。

許認可隻数：24年1月1日現在で370隻であった。

船型：160tまで4階層に分かれるが、新40t未満階層が132隻と最も多くなっている。

漁法：かけまわし、トロール及び2そうびきであり、オッタトロールは北海道周辺及び宮城～千葉までの沖合で操業しており、2そうびきは岩手の一部、太平洋南海区及び島根～福岡で操業している。北海道及びその他の海域においては主としてかけまわしによる操業が行われている。

漁獲量：22年は34万7千tで前年に比べ約1万4千t減少した。魚種別にはすけとうだら14万2千t、ほっけ4万6千t、かれい類1万6千tとなっている。

小型底びき網漁業は総トン数15t未満の動力漁船により底びき網を使用して営む漁業であり、地先沿岸を漁場とするものから沖合域を漁場とするものまで地域により多様であって、沿岸漁業の中においては、釣、延縄とともに代表的な地位を占めている。本漁業については、農林水産大臣の告示により、都道府県知事が許可することができる隻数の最高限度を定めている。また、海域によっては船舶の総トン数若しくは馬力数の最高限度を定めることができることとなっているほ

か、漁具漁法についても漁獲効率が高い2そうびき漁法、網口開口板等の使用を農林水産大臣が特に定める海域以外は禁止している。本漁業の23年4月現在の許可総枠隻数は約2万2千隻である。22年の漁獲量は45万7千tで前年に比べ約4千t増加した。漁獲物はひらめ、かれい類、えび類の中高級魚が多く、生鮮、そう菜物として利用されている。なお、漁獲量のうち32万7千tは、北海道のほたてがいである。

遠洋底びき網漁業の平成23年9月1日現在の許認可隻数は37隻となっている。

(1) ロ シ ア 水 域

地先沖合交渉の合意に基づき2隻が操業。1～4月に北千島海域において抱卵スケトウダラを対象として操業。

(2) 南極水域(CCAMLR)及びフォークランド水域

現在、CCAMLRではナンキョクオキアミ1隻、メロ1隻の計2隻が操業。フォークランド水域では1隻が、ホキ、ミナミダラ等を対象として操業。

(3) ニュー・ジーランド

形式用船方式により、1隻がミナミダラ、ホキ、イカ等を対象として操業。

(4) 北西大西洋水域(NAFO)

カラスガレイ、アカウオ等を対象に1隻が操業していたが、平成21年以降、操業船を所有する経営体の経営悪化により、操業を見合わせている。

(5) 天 皇 海 山

操業隻数は5隻（うち、2隻は専業）であり、キンメダイ、クサカリツボダイを主対象として操業。

(6) イ ン ド 洋

21年から22年にかけて、(独)水産総合研究センター・開発調査センターが南西インド洋において行った中層トロールによる新規漁場開発調査を受けて、22年8月からキンメダイを主対象として1隻が商業漁業を実施。

2 ま き 網 漁 業

総トン数40t（北海道恵山岬灯台から青森県尻屋崎灯台に至る直線の中心点を通る正東の線以南、同中心点から尻屋崎灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島崎灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線から成る線以東の太平洋の海域にあっては、総トン数15t）以上の動力漁船によりまき網を使用して行う大中型まき網漁業の24年1月1日現在の許認可隻数は、202隻であった。

また5 t以上40 t未満（北部太平洋海域においては15 t未満）の中型まき網漁業の大臣枠付隻数は、24年1月現在で500隻となっている。22年におけるまき網漁業の漁獲量は約127万 t（うち大中型まき網漁業約86万 t）で、前年より約5万 tの減であった。

3 かつお・まぐろ漁業

総トン数10 t以上の漁船によって営まれる本漁業は、その漁船の規模により近海かつお・まぐろ漁業（10 t以上120 t未満）及び遠洋かつお・まぐろ漁業（120 t以上）に分けられる。

これらの許認可船の隻数は、平成23年8月1日現在総数763隻となっている。

主漁場は、公海及び外国のEEZであるが、資源の悪化による地域漁業管理機関における漁獲枠削減や入漁協定において沿岸国の入漁条件が厳しくなっていることなどにより漁業機会の確保が厳しくなっている。

表15 かつお・まぐろ漁業

(1) かつお・まぐろ漁業許認可隻数

(23年8月1日現在)

遠洋かつお・まぐろ漁業	369隻
近海かつお・まぐろ漁業	394隻
合 計	763隻

(2) かつお・まぐろ漁業の漁獲量

(23年、概数、かつこ内は前年)

まぐろはえなわ漁業	147千 t	(132千 t)
かつお一本釣り漁業	108千 t	(112千 t)
合 計	255千 t	(244千 t)

4 さけ・ます漁業

23年度のさけ・ます漁業については、日ロ漁業合同委員会第27回会議及び政府間協議の結果を受け、日本200海里内において2,694 tの漁獲限度量及びロシア200海里内において5,556 tの漁獲割当量となった。

(1) 中型さけ・ます流し網漁業

ア 太平洋海域

太平洋中型さけ・ます流し網漁業は、平成4年度からの公海操業の停止を受け、ロシア200海里内のみの操業となっている。23年度の漁獲割当量は2,628 tで、9隻が5月2日から7月31日まで操業し、漁獲実績は2,373 tであった。

イ 日本海海域

日本200海里内においては、採算性の面から出漁を見合わせた。

(2) 太平洋小型さけ・ます流し網漁業

日本200海里内においては、漁獲限度量は2,694 tで、

67隻が4月16日から7月7日まで操業し、漁獲実績は2,179 tであった。また、ロシア200海里内においては、23年度の漁獲割当量は2,928 tで、18隻が5月9日から7月24日まで操業し、漁獲実績は2,715 tであった。

5 さんま漁業

さんま漁業は大きく分けて、総トン数10 t以上の漁船により棒受網を使用してさんまを獲る指定漁業の北太平洋さんま漁業と10 t未満の漁船により棒受網や刺網を使用する知事許可漁業がある。

このうち北太平洋さんま漁業の操業期間は、さんまの索餌のための北上する魚群及び産卵のための南下魚群が形成される8月1日から12月31日までと限定されているため、さけ・ます流し網漁業等との兼業船も多い。また、さんまの漁場は年毎に海流などによって変わるが、大体、漁期初めの8月～9月は歯舞・色丹沖、8月～10月に道東沖で操業し、10～11月頃三陸沖に南下、11月～12月頃には房総半島沖まで南下して操業し、これに応じて主要水揚げ港も道東～三陸～房総等と推移する。

24年1月1日現在のさんま漁業の大臣許認可隻数は184隻で、前年から増減していない。漁獲量については、22年の漁獲量は約21万 t、23年の漁獲量は約22万 tとなっている。

6 ずわいがに漁業

日本海及びオホーツク海のずわいがにには、主として沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業及びかご漁業により漁獲されている。このうち、ずわいがにを漁獲目的とする10 t以上船（小型機船底びき網漁業及び沖合底びき網漁業を除く。）については、特定大臣許可漁業となっており、沖合底びき網漁業・小型機船底びき網漁業も含めて、ずわいがにの漁獲時期、体長制限等を省令で規制している。23年度の許可隻数は、かご漁船16隻であった。22年のずわいがにの全国漁獲量は約5千 tで前年に比べ約1百 t減少した。

7 いかつり漁業

いかつり漁業は大きく分けると船舶の総トン数により、その制度的扱いを異にしている。総トン数30 t以上の動力漁船によりいか釣り漁業を営むものについては平成14年4月に「中型いかつり漁業」（我が国近海が主漁場）と「大型いかつり漁業」（海外が主漁場）を統合し、「いか釣り漁業」として指定漁業の業種に追加し、平成19年8月の許可等の一斉更新に際し、操業区域・規制ラインの見直し等を行った。

また、30 t 未満の漁船については、都道府県知事許可等であるが、するめいかを目的とする 5 t 以上 30 t 未満船は、平成10年から農林水産大臣の届出が必要となっている（小型するめいかつり漁業）。

我が国近海で操業するいかつり漁業（指定漁業）については、船団別に、日本海・太平洋を主漁場として、5月頃から1月頃にかけてスルメイカを漁獲する漁船、6月頃から10月頃に東シナ海でヤリイカを漁獲する漁船、1月頃から3月頃に太平洋側のアカイカを漁獲する漁船、5月頃から7月頃に北太平洋（東経170度以東）のアカイカを漁獲する漁船に大別できる。

24年1月1日現在のいかつり漁業の許認可隻数は145隻（うち旧大型いかつり漁業が22隻、旧中型いかつり漁業が123隻）であり、5 t 以上 30 t 未満船の大臣届出漁業の届出隻数は2,630隻である。

8 かじき等流し網漁業

かじき等流し網漁業は大目流し網漁業とも呼ばれ、かじき、かつお又はまぐろをとることを目的とした漁業であり、中型さけ・ます漁業、さんま漁業等との兼業がみられる。この漁業は三陸沖を中心に古くから行われ、国際環境の変化により平成元年8月に届出漁業とした。さらに、公海における操業は、平成4年12月末をもって停止となり、現在では、房総半島沖から北海道道東沖にかけた日本の排他的経済水域を主漁場として継続して操業が行われている。

かじき等流し網漁業は、総トン数10 t 以上の漁船で大臣届出制となっているが、一方で各道県毎に知事許可又は海区委員会指示による承認が必要となっている。本漁業の22年の漁獲量は約5千tであった。

9 捕 鯨 業

(1) 商業捕鯨の中断

昭和57年、国際捕鯨委員会（IWC）は第34回年次会議において、1990年までに鯨類資源状態の見直し（包括的評価）を行うとの条件付きで商業捕鯨の一時停止（モラトリアム）を決定した。これに対し我が国は条約の規定に基づき異議申し立てを行ったが、米国は日本が商業捕鯨を継続すれば、米国200海里内での対日漁獲割当てを削減すると主張したため、やむを得ざる措置としてモラトリアムを受け入れ、商業捕鯨は1988年より一旦中断した。

(2) 包括的評価とモラトリアムの見直し

従来から検討されていた鯨資源の改訂管理方式がIWC 科学委員会により、1992年に完成され、南極海ミンククジラ鯨資源については、100年間の捕獲許容水

準が20万頭であることが算出された。しかし、1994年、新たな監視取締制度（RMS）の完成が商業捕鯨再開（モラトリアムの撤廃）の前提との決議案が採択され、以降14年間に延べ45回の RMS 関連会合が開催されたが、反捕鯨国による遅延策等のため RMS の完成は遅れ、さらに、反捕鯨国は、RMS の完成は商業捕鯨モラトリアムの撤廃を意味しないとの主張を始める等、モラトリアムの見直し先送りの立場を譲らなかった。2006年2月、ケンプリッジ（英国）において RMS 作業部会が開催されたが、上述のような反捕鯨国による理不尽な対応により、RMS の完成が不可能であることが確認され、作業部会での作業は当面延期することが合意され、14年間の議論と交渉の結果、RMS の完成に向けたプロセスは実質上停止することとなった。その後、本件に関する具体的な交渉等は行われていない。

(3) 鯨類捕獲調査

我が国は商業捕鯨再開に向けて鯨類の資源状況等を科学的に把握するため、南極海及び北西太平洋で鯨類捕獲調査を実施している。

南極海においては、1987年度から2004年度まで18年間、クロミンククジラの生物学的情報収集を主目的とした南極海鯨類捕獲調査（JARPA）を実施し、さらに、2005年度からは、JARPA の調査結果を踏まえ、科学的知見の更なる充実を図り、より適切なクジラ資源の管理方式の構築を目指すことを主目的とした、第2期南極海鯨類捕獲調査（JARPA II）を実施している。なお、JARPA II では、ミンククジラ（850頭±10%）、ナガスクジラ（50頭、当初2年間は10頭のみ）及びザトウクジラ（50頭、IWC 正常化プロセスの進行中は捕獲を延期）を調査対象種としている。

北西太平洋においては、1994年度よりミンククジラの系統群解明を目的とした北西太平洋鯨類捕獲調査（JARPN）を開始し、さらに、2000年度からは、JARPN の調査結果を踏まえ、増加している鯨類による水産資源の大量捕食が漁業に与える影響を解明することを主目的とした第2期北西太平洋鯨類捕獲調査（JARPN II）を実施している。なお、JARPN II では、ミンククジラ（220頭〈沿岸調査120頭、沖合調査100頭〉）、イワシクジラ（100頭）、ニタリクジラ（50頭）及びマッコウクジラ（10頭）を調査対象種としている。

(4) 沿岸小型捕鯨

我が国の沿岸小型捕鯨は、従来ミンククジラを主対象とした操業を行っていたが、モラトリアムを受け入れたことに伴い、現在は IWC 規制対象外の鯨種（ツチクジラ、ゴンドウクジラ等）のみを捕獲している。

この捕鯨形態は、米国、デンマーク等の国で行われている先住民生存捕鯨（文化的、伝統的重要性からモラトリウム下であっても捕鯨が認められている）と同様の文化的・社会経済的な性格を有していることから、「沿岸小型捕鯨」として、我が国の捕鯨操業に対してミンククジラの捕獲枠を与えるよう IWC に要求しているところである。

（5）鯨類捕獲調査に対する反捕鯨 NGO の妨害活動

南極海鯨類調査に対しては、調査の開始当初からグリーンピースやシー・シェパード(SS)といった反捕鯨団体が不当かつ危険な妨害活動を繰り返してきている。このため、2011年度の調査においても、関係省庁が連携し、水産庁監視船の派遣、海上保安官の乗船など、安全対策を強化して調査を実施した。SS は、オランダ船籍ステープ・アーウィン号(以下「SI 号」、オランダ船籍ボブ・バーカー号(以下「BB 号」)の計2隻で、酪酸や塗料入りのビンの投込み、エアガンによるペイント弾の発射、調査船のスクリューを狙ったロープやワイヤーの海中への投入、失明の恐れもあるレーザーの照射、発煙筒・信号紅炎の投込みなどの危険な妨害活動を繰り返し行った。

10 遊漁・海面利用

国民の自然志向・健康志向などを背景として海の利用のニーズが多様化する中で、従来からの釣り、潮干狩りといった遊漁活動に加え、ヨット・モーターボート、水上オートバイなどのプレジャーボートやスキューバダイビングなど、多様な海洋性レクリエーションが進展している。

このような状況の中、漁業者、遊漁者、海洋性レクリエーション関係者等からなる海面利用協議会が都道府県に設置され、調和がとれた海面利用を図っている。

遊漁船業については、各都道府県に登録された遊漁船業者数は、平成24年3月31日時点（岩手県、宮城県を除く）において1万4,169業者、登録された遊漁船の隻数は、1万6,764隻であった。

また、遊漁船業者等に対し、安全運航、遊漁船利用者の安全管理のための講習会の開催、安全対策及び適正な漁場利用に関するルール・マナーの啓発を行うとともに、遊漁船利用者を含む遊漁者に対し、釣りのルール・マナーを指導する釣り指導員の活動支援及び青少年に対する釣り教室開催支援による釣り人の水産資源・漁場環境保全意識の啓発を行う遊漁船業安全対策等推進事業を実施した。

第10節 我が国排他的経済水域における漁業取締り

（1）外国漁船の取締り

平成11年1月の新日韓漁業協定、平成12年6月の新日中漁業協定の発効に伴い、ロシア漁船と合わせ約1,400隻もの外国漁船が我が国の許可を受けて我が国排他的経済水域で操業を行うこととなった。水産庁ではこれらの外国漁船による違反操業の未然防止のための立入検査を実施するとともに、違反及び無許可外国漁船の拿捕、密漁設置漁具の押収等の漁業取締りを実施しており、特に外国漁船による違反が頻発している九州・沖縄・山陰周辺等の海域については、漁業取締船、漁業取締航空機を重点的に配備している。

これら漁業取締りにより拿捕した違反漁船に対しては、司法処分が科されるとともに、行政処分として許可の停止や取消しの処分を実施しており、平成23年における拿捕件数は12隻（韓国漁船11隻、台湾漁船1隻）であった。

また、平成23年における外国漁船による密漁漁具の押収量は、刺網・延縄が約41km、籠漁具が8,258個に達した。

（2）沿岸・沖合等漁業の取締り

水産庁における我が国の沿岸・沖合等漁業に関する取締りは、主として指定漁業、特定大臣許可漁業等に対して行っているが、併せて都道府県の知事許可の沿岸漁業に対しても指導・取締りを行っている。

また、検挙した違反漁船に対しては、司法処分が科されるとともに停泊処分等の行政処分を実施しており、平成23年における検挙件数は15隻（小型機船底びき網漁業11隻、その他4隻）であった。

（3）漁業取締体制の強化

水産庁では、漁業指導・取締りのため、漁業取締船（官船6隻、用船33隻）、漁業取締航空機（チャーター機4機）を配備して取締りを行っている。

外国漁船の違法操業では、漁獲量を過小に記載する違反が最も多く、このほか漁業取締船に発見されないよう漁具にブイを付けない等して、取締りの目を逃れて無許可操業する等、悪質・巧妙化している。また、これら違反漁船による違法な漁獲により我が国の水産資源の悪化が懸念されている。

このように悪質・巧妙化する違反漁船に対する取締りを強化するため、漁業取締船の増隻、取締機器の更新等を実施するとともに、海上保安庁との連携を強化していくなど実効ある取締体制の構築を図ることとして

いる。

第11節 国際漁業交渉

1 海洋法条約の発効と国際連合における漁業の議論

(1) 海洋法に関する国際連合条約

二百海里漁業専管水域、さらには二百海里経済水域の設定は1970年代末から実質的な適用が各国によって始められていたが、「海洋法に関する国際連合条約」(UNCLOS)が1994年11月16日に批准国数を満たして発効したため、我が国は1996年7月20日に同条約を受諾すると共に、国内法を整備することとなった。

(2) 公海漁業をめぐる動き

実質的な二百海里体制に伴って、1980年代には国連における漁業の議論は公海を中心とするものに移行した。1980年代末に南太平洋から始まった公海流し網漁業規制の動きはその後加速し、1991年の国連総会では、公海大規模流し網漁業の停止を勧告する国連決議が採択された。また、1992年には国連地球(環境)サミットの結果を受けて設置された持続可能な開発委員会(CSD)においては、公海における海洋保護区の設置や小規模島嶼国の持続可能な開発に関する議論が行われており、以降の公海漁業に関する議論に影響を及ぼすこととなった。

2000年代に入り、国連は、環境保護団体等の強力な圧力を受けて、底びき網漁業等が公海深海底の生態系に影響を与えているとし、06年の総会において、地域漁業管理機関や関係国が脆弱生態系及び深海漁業資源の適切な保存管理措置を講じることを求める決議を採択した。この決議は既存の地域漁業管理機関に大きな影響を与えたほか、底魚資源に関する地域漁業管理機関が設置されていない南北太平洋、インド洋等において、新たな地域漁業管理機関の設置が急務となった。我が国は、特に北太平洋公海での新たな地域管理機関の設置に中心的な役割を果たし、23年3月に当該海域の管理に関する新たな条約案が最終化された。

(3) FAO 水産委員会等における議論

漁業資源に関する義務と権利が海洋法条約によって概ね確定したことを受けて、国連食糧農業機関(FAO)は、途上国、沿岸国の漁業管理責任にも着目し、1995年には「責任ある漁業のための行動規範」を採択している。その後、はえ縄漁業による海鳥の混獲管理やサメ類の保存管理等の国際行動計画、IUU 漁業対策に係る国際行動計画等を策定し、行動規範の履行を推進し

ている。これらの行動計画は、実施状況等について定期的にFAO 水産委員会においてレビューされている。

2 二 国 間 交 渉

(1) 日口漁業委員会第28回会議

2012年の日口双方の漁船の相手国200海里水域における操業条件について協議する日口漁業委員会第28回会議が、2011年12月1日から12月22日までモスクワにおいて開催された。

(協議の経過)

日口漁業委員会第28回会議は、日本側からは香川水産庁資源管理部審議官ほか、ロシア側からはフォーミン連邦漁業庁副長官ほかが出席した。

本協議においては、ロシア側が極めて強い態度で臨み、厳しい協議となったが、日本側漁業者の希望を踏まえ粘り強く交渉した結果、次ぎの内容で妥結した。

(合意の内容)

ア ロシア水域における日本漁船の操業条件

(ア) 相互性入漁

a 漁獲割当量は51,355 t (前年同)。

b 日本側(民間団体)からロシア側に対し機材の供与を含む協力事業を実施。

(イ) 有償操業

a 漁獲割当量は5,098 t (前年同)。

b 日本側(民間団体)はロシア側に2億1,148万円を支払う。

(ウ) 共通事項

許可隻数枠は相互性、有償併せて591隻。

イ 日本水域におけるロシア漁船の操業条件

(ア) 漁獲割当量は51,355 t (前年同)。

(イ) 許可隻数枠は101隻(前年同)。

(2) 日口漁業合同委員会第28回会議

日口漁業合同委員会第28回会議が2012年3月12日から3月14日までの間、東京において開催された。

本委員会においては、当面する漁期におけるロシアを母川国とする溯河性魚類(さけ・ます)の日本による漁獲の条件が決定されるとともに、北西太平洋の公海における生物資源の保存及び管理の問題、日口両国の団体及び企業間の漁業分野における協力関係等につき広く意見交換が行われた。

(協議の概要)

日口漁業合同委員会第28回会議は、日本側からは香川水産庁資源管理部審議官ほか、ロシア側からはフォーミンロシア連邦漁業庁副長官ほかが出席した。本協議においては、日本側から2011年は津波により瓦礫

等が漁場に流出し、操業できなかったこと等による不漁、さらに燃油高騰の影響もあり漁業者の経営負担が大きかったため、協力費の引き下げを主張したが、ロシア側から、日本は震災からの復興により状況は改善されてきており、魚価も上がることが予想されるため、漁獲量を増やせば協力費を下げる必要は無い旨主張し、平行線をたどったが、最終的に次の内容で妥結した。

- 2012年に日本漁船が日本200海里内で漁獲するロシア系さけ・ますの上限量を2,562 tとする（前年2,694 t）。
- 日本200海里内を回遊するロシア系さけ・ますの保存への協力の一環として、日本側（民間団体）はロシア側に対して3.2294億円を下限とし、3.7184億円を上限とする額に相当する機械及び設備をさけ・ます再生産のためロシア側に供与する。協力費の額は漁獲実績に応じて決定される（前年3.39億円～3.91億円、支払い方法前年同）。

このほかの議題として、漁業の分野における両国の民間ベースでの協力については当該協力を今後とも互恵的な形で発展させていくことで一致し、2012年の漁業の分野における両国政府間の科学技術協力計画が採択される等、幅広い議論が行われた。

(3) ロシア連邦の200海里水域における日本国の漁船によるロシア系さけ・ますの2012年における漁獲に関する日ロ政府間協議

本協議は2012年3月15日から3月19日まで東京において、また4月10日から4月17日までモスクワにおいて開催された。

本協議においては、我が国漁船によるロシア連邦の200海里水域におけるロシア系さけ・ますの漁獲の条件が決定された。

(協議の概要)

日本側からは香川水産庁資源管理部審議官ほか、ロシア側からはフォーミン連邦漁業庁副長官ほかが出席した。

本協議では、漁獲割当量及び入漁料に関して、日露双方の意見が一致するまでに時間を要したが、日本側漁業者の希望を踏まえ粘り強く交渉した結果、次のとおりの内容で妥結した。

(合意の内容)

漁獲割当量7,071 t（前年は5,556 t）

操業隻数は33隻（前年27隻）。

(4) 日韓漁業協定

1998年9月25日、日本海及び済州島南部水域での暫定水域の設定、すけとうだら、ずわいがに、その他の

漁獲量の取扱い等に関して基本合意に達し、11月28日に鹿児島で署名が、12月11日に我が国国会で、翌年1月6日に韓国の国会で協定が承認された。

他方、基本合意後において双方の排他的経済水域における操業条件、漁獲割当量や暫定水域での資源管理等について協議が続けられたものの、特に韓国のズワイガニを目的とする底刺し網漁業、かご漁業の扱いを巡って韓国側と日本側との意見が対立した。このため1999年1月22日、協定は発効したものの、双方の排他的経済水域での相手国漁船の操業は行えない状況となったが、2月5日、日韓双方の相手国水域での操業条件についての合意が得られ、2月22日から相手国水域での相互操業が行われた。

その後、年毎に自国排他的経済水域に入漁する相手国漁船の操業条件について協議が行われ、2011年漁期（3月1日から1年間）の操業条件については、双方とも削減を行い、入漁隻数は870隻、総漁獲割当量は60,000 tと日韓等量等隻であり、対前年比では、入漁隻数30隻減、総漁獲割当量前年同となった。

なお、入漁隻数及び総漁獲割当量を決めるほかに、2005年から魚種別・漁業種類別漁獲割当も実施している。

また、海洋生物資源専門家小委員会の設置要領に基づき、2011年11月に東京にて同小委員会の第8回定期会合が開催された。

なお、暫定水域の資源管理等については、協定発効当初から、協定に基づく勧告に向けた協議を行うよう提案し続けているが、韓国側は竹島問題を理由に、協議に一切応じられないとの姿勢を終始崩さず、日本側は改めて右協議の開催を求めた。また、このような状況を踏まえ、暫定水域で操業する漁業者同士による民間協議に対し、両国政府が積極的に支援指導及び助言することについて意見の一致をみた。

(5) 日中漁業協定

日中間においては、国連海洋法条約の趣旨に則した新たな協定を、2000年2月に北京で開催された大臣級協議により、2000年6月1日に発効することで意見の一致を見た。それに伴い、2000年4月から相手国入漁のための操業条件等の決定のために3回の部長・副局長協議を開催し、2000年5月18日に2000年漁期の操業条件について合意し、2000年6月1日に新協定が発効した。

日中漁業協定に基づき、日中漁業共同委員会において、排他的経済水域に入漁する相手国漁船の操業条件について両国へ勧告されているほか、暫定措置水域における資源管理措置、日中海洋生物資源専門家小委員

会の設置が決定されている。

2011年漁期の相手国入漁のための操業条件については、2011年11月7日に共同委員会において、漁獲割当量等の削減を行うこととし、日中両国とも総漁獲割当量及び総許可隻数をそれぞれ10,272 t 及び366隻とすること等を内容とする2011年漁期の操業条件を日中両国政府に勧告することが決定された。

(6) 日・パプアニューギニア漁業交渉

1978年に締結された日・パプアニューギニア漁業協定により、我が国まぐろ延縄・かつお一本釣・まき網漁船が入漁していたが、86年12月、パプアニューギニア側が従来の入漁料より2倍以上の値上げを要求、このため交渉は決裂し、協定は87年3月をもって失効した。2006年4月に本格的な入漁交渉を再開し、同年5月1日から、まき網漁船の入漁が認められ、現在に至るまで安定的な入漁関係が維持されている。2012年1月より、従来漁獲量を基礎に入漁料を支払う方式から、操業に必要な隻日数を入漁料として購入する方式に変更された。

(7) 日・キリバス漁業交渉

1978年6月に発効した日・ギルバート諸島政府間漁業協定（キリバスの独立は79年7月12日）に基づき、まぐろ延縄・かつお一本釣を対象とする入漁協定が78年7月に発効した。入漁協定は操業条件をめぐり4度にわたる決裂中断があった（81年7月-10月、82年11月-83年8月、93年8月-9月、97年6月-9月）。その後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は一定額を支払う方式が採られており、延縄は年間許可と6ヶ月許可方式が、釣りは航海毎許可方式が採られている。また、まき網漁船については、入漁協定が93年9月に発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている。2011年12月より、従来漁獲金額を基礎に入漁料を支払う方式から、操業に必要な隻日数を入漁料として購入する方式に変更された。

(8) 日・ソロモン漁業交渉

1978年9月に発効した日・ソロモン諸島政府間漁業協定に基づき、まぐろ延縄・かつお一本釣を対象とする入漁協定が78年10月に発効した。入漁協定は操業条件をめぐり2度にわたる決裂中断があった（82年10月-83年1月、99年1月-00年9月）。その後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は漁獲金額の一定割合とされ、年間許可方式が採られている。また、まき網漁船については、入漁協定が00年10月に発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている。2012年1月より、従来漁獲金額を基礎に入漁料を支払う方式から、操業に必要な隻日数を入漁料として購入する

方式に変更された。

(9) 日・ミクロネシア連邦漁業交渉

1979年4月にまぐろ延縄、かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効した。入漁協定は操業条件をめぐり2度にわたる決裂中断があった（82年1月-4月、83年8月-84年2月）。その後は安定的な入漁関係が維持されている。はえ縄は、年間、6ヶ月、3ヶ月の許可方式が採られており、釣り・まき網は年間許可方式が採られている。延縄の入漁料は一定額を支払う方式が、釣りは漁獲金額の一定割合を支払う方式が採られている。まき網の入漁料は、2012年1月より、従来漁獲金額を基礎に入漁料を支払う方式から、操業に必要な隻日数を入漁料として購入する方式に変更された。

(10) 日・マーシャル諸島漁業交渉

1979年7月、まぐろ延縄、かつお一本釣を対象とする入漁協定が発効し、その後先方政府からの希望により、日・マーシャル政府間漁業協定が81年4月に発効した。入漁協定はこれまでに中断したことはなく、はえ縄は、年間、6ヶ月、3ヶ月の許可方式が採られており、釣り・まき網は年間許可方式が採られている。延縄の入漁料は一定額を支払う方式が、釣りは漁獲金額の一定割合を支払う方式が採られている。まき網の入漁料は、2012年3月より、従来漁獲金額を基礎に入漁料を支払う方式から、操業に必要な隻日数を入漁料として購入する方式に変更された。

(11) 日・パラオ漁業交渉

1979年1月にまぐろ延縄、かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効した。入漁協定は操業条件をめぐり3度にわたる決裂中断があった（82年10月-83年12月、86年7月、91年8月-92年1月）。その後は安定的な入漁関係が維持されている。延縄・釣りの入漁料は漁獲金額の一定割合とされ、延縄は年間、6ヶ月、航海毎の許可方式が、釣りは年間、航海毎の許可方式が採られている。まき網の入漁料は2012年2月より、従来漁獲金額を基礎に入漁料を支払う方式から、操業に必要な隻日数を入漁料として購入する方式に変更された。

(12) 日・ツバル漁業交渉

1986年6月に発効した日・ツバル政府間漁業協定に基づき、まぐろ延縄・かつお一本釣を対象とする入漁協定が86年6月に発効した。入漁協定は操業条件をめぐり2度にわたる決裂中断があった（88年6月-90年5月、91年6月-94年2月）。その後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は航海毎に一定額を支払う方式が採られている。また、まき網漁船については、

入漁協定が98年3月に発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている。まき網の入漁料は、漁獲金額の一定割合となっている。

(13) 日・ナウル漁業交渉

1994年7月にまぐろ延縄、かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効し、現在まで安定した入漁関係が維持されている。まぐろ延縄、かつお一本釣りの入漁料は漁獲金額の一定割合とされ、航海毎許可方式が採られている。まき網の入漁料は2012年2月より、従来の漁獲金額を基礎に入漁料を支払う方式から操業に必要な隻日数を入漁料として購入する方式に変更された。

(14) 日・フィジー漁業交渉

1998年7月にまぐろ延縄、かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効し、現在まで安定した入漁関係が維持されている。入漁料は、航海毎に一定額を支払う方式が採られている。

(15) 日・モロッコ漁業交渉

2012年1月31日～2月1日に東京において漁業交渉が開催された。その結果、許可期間を1月1日～9月10日（前期）、9月11日～12月31日（後期）とし、操業条件は①許可隻数枠15隻（通年）、②入漁料2,000米ドル／隻／年、③ライセンス料49,500ディルハム／隻／年（約44万円）、④科学オブザーバー乗船については、前期は最大4人、後期は最大2人とし、経費については、2隻以下の場合6,000ドル／年、3隻以上の場合10,000ドル／年、⑤モロッコ人漁船員の雇用は運用により努力目標とする。

(16) 日・ペルー非公式漁業協議

いか釣り漁業者のペルー入漁に関し、2011年5月にリマにおいて非公式漁業交渉が開催された。2011年7月から2011年12月までは、入漁料65ドル／（漁船トン数）／月、転載量15ドル／（漁獲物トン数）の条件で操業が行われていた。なお、2012年1月1日以降は、2011年10月に交付された大統領令「アメリカオオアカイカ漁業管理法施行規則」において、外国漁船の入漁については「価格競争公開入札」によるとされたものの入札制度が整備されず、ペルー水域内での操業は行われていない。

3 多 国 間 交 渉

(1) 国際捕鯨委員会(IWC)

第63回国際捕鯨委員会（IWC）年次会合本会議が、2011年7月11日から14日までジャージー島（英国チャネル諸島）において開催された。

主要論点についての概要は以下のとおり。

ア 加盟国の状況

昨年の年次会合以降、コロンビアが加盟し、本年の年次会合における加盟国は89ヶ国となった。

イ 議長・副議長の選出

今次会合のみの暫定議長をオーストイゼン南アメリカ共和国 IWC 政府代表が務めた。

ウ IWC の将来

「IWC の将来」に関する対話を継続する旨、議長報告書に記載されることとなった。

エ サンクチュアリー

ブラジル及びアルゼンチンによる「南大西洋サンクチュアリー」提案（南大西洋を保護区域とし、一切の商業捕鯨を禁止するもの）の設置に関する共同提案について、コンセンサスが得られず、次回年次会合において継続審議となった。

オ 海上の安全

○ 我が国より、シーシェパード（SS）による我が国の鯨類捕獲調査船に対する妨害行為について、映像を用いたプレゼンテーションを行死、関係国が再発防止のための実効的な措置を講じるよう強く要請した。多くの国から、SSによる暴力的な行為に対する非難が表明された。

○ また、下記を趣旨とする我が国提案がコンセンサスで採択された。

- ① SSによる危険な妨害活動により、我が国が、船舶の安全と乗組員の生命を守るため、2010/11年度の南極海鯨類捕獲調査において、調査を早期に切り上げたことに留意する。
- ② 捕鯨の問題に関する考えの違いは、暴力的行動により解決すべきではないことに合意する。
- ③ 関係国政府に対し、海上における人命・財産を脅かす行為を防止・抑制するため、関係する国際法・国内法令に基づき措置を講じること等を要請する。

カ 財政運営問題

英国ほか提案の「IWC の運営効率を改善するための決議」に基づき、文書公開の促進、分担金支払い方法の特定等の手続規則・財政規則改正がコンセンサスで採択された。

キ 次回年次会合の場所及び日程

第64回 IWC 年次会合は、2012年6月11日から7月5日まで（科学委員会、各種小委員会、作業部会を含む）、パナマシティ（パナマ共和国）において開催されることとなった。

(2) 北太平洋溯河性魚類委員会 (NPAFC)

北太平洋におけるサケ・マス資源の保存を目的とし

た同公海海域におけるサケ・マス漁業の禁止を主たる内容とした「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」は、1993年（平成5年）2月16日に発効したが、本条約に基づき「北太平洋溯河性魚類委員会（NPAFC）」の年次会議が93年以降毎年開催され、締約国間の取締り協力、サケ・マス資源に関する科学的知見等について協議が行われている。

2012年については、第20回年次会議がサンクトペテルブルク（ロシア）において10月7日から10月12日に開催され、条約加盟国である日本、米国、カナダ、ロシア、韓国（2003年加盟）の5か国の他、オブザーバーとして北西大西洋漁業機関（NAFO）、近く設立予定の北太平洋漁業委員会（NPFCA）、台湾が出席した。

主な討議内容として、取締活動については、各国から2012年のNPAFC条約水域（北緯33°以北の北太平洋公海）における、さけ・ます違法操業の取締りに関する報告が行われ、引き続き加盟国間で連携を図り、条約水域における違法操業の防止に取り組むことで一致した。

また、さけ・ます資源に関する科学調査については、太平洋におけるさけ・ますの資源量が引き続き高い水準にあることが報告されたほか、今後の調査の方向性について議論が行われた。

次回の第21回年次会議は、バーチャル形式で11月中旬頃に開催されることが決定された。

（3）北西大西洋漁業機関（NAFO）

2011年9月にハリファクス（カナダ）において、第33回年次会合が開催された。

ア カラスガレイのTAC及び漁獲枠

科学理事会の勧告に従い、2012年のTACは16,326 t（昨年17,185 t）に削減された。我が国の漁獲枠は従来と同じ比率で1,240 t（昨年1,305 t）に削減された。

イ アカウオ（3 M 区）の漁獲枠

従来どおりの漁獲枠（400 t）が確保された。

（4）全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）

2011年6月に、ラホヤ（米国）にて第82回本会合が開催された。東部太平洋におけるまぐろ類の保存管理措置に関して議論を行い、以下のとおり合意された。

ア メバチ・キハダの保存管理措置

2012年について、下記(ア)及び(イ)の内容の現行の保存管理措置を継続することが合意。

（ア）まき網漁業

i) 62日間の全面禁漁。

ii) 沖合特定区での1ヶ月間の禁漁。

（イ）はえ縄漁業

2007年の各国のメバチ漁獲枠から、5 %の削減。

イ 太平洋クロマグロ

日本、米国、カナダ、中国、台湾、韓国で保存管理措置を共同提案したが、合意できなかった。

（5）大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）

2011年11月にイスタンブール（トルコ）において、大西洋まぐろ類保存国際委員会第22回通常会合（年次会合）が開催された。

ア メバチ・キハダの保存管理措置

2012年から2015年までの資源管理措置として、メバチの漁獲可能量（TAC）について、現行枠（8.5万 t）を維持するとともに、キハダについて将来にわたる持続的利用を確実にするため、新たにキハダのTAC（11万 t）が設定。また、メバチ・キハダの幼魚が多く生育するギニア湾における浮き漁礁を利用するまき網漁業の禁漁期、禁漁区域の拡大や、大型漁船の厳密な隻数規制の導入が決定。

（我が国の漁船については従前どおりの操業機会が確保。）

イ 北大西洋メカジキの保存管理措置

2012年及び2013年の資源管理措置として、アメリカ合衆国、カナダ、EUが主要漁獲国である北大西洋メカジキのTACが1万3,700 t（前年同）とされた。

（我が国は北大西洋メカジキをマグロ漁業の混獲として採捕しており、我が国の漁獲枠は年間842 t（前年同）の必要量を確保。）

ウ 保存管理措置の遵守の確保

ICCATのルールに反する漁獲物の流通防止をより確実にするため、2013年の漁期からクロマグロの漁獲証明制度(注)の電子化を始めることを決定するとともに、漁獲証明制度のメバチ、キハダ及びカツオへの適用拡大に向け、作業を行っていくことが決定。

（注）漁獲から、輸送及び貿易等の各段階において、各国政府が漁獲物の合法性を確認する制度。

（6）南極海洋生物資源保存委員会（CCAMLR）

2011年11月にホバート（豪州）において、第30回年次会合が開催され、メロ及びオキアミの保存管理措置等について議論が行われた。

メロについては、海区毎のTACが決定され、我が国漁船が操業を予定している海区のTACは、合計で3,998 tとなった。また、現在操業が禁止されている海区における、我が国の資源状態の調査計画が引き続き認められた。

オキアミについては、海区毎にTACが決定され、

我が国漁船が操業を予定している海区の TAC は、合計で62万 t となった。

(7) みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT)

2011年10月にバリ（インドネシア）で開催された第18回年次会合では、科学委員会による資源評価結果を踏まえ、ミナミマグロの TAC を2011年の9,449 t から、2012年は10,449 t、2013年は10,949 t、2014年は12,449 t と段階的に引き上げることが決定された。我が国の割当量は2012年は2,519 t、2013年は2,689 t、2014年は3,366 t。

(8) 中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC)

2012年3月に、グアム（米国）において第8回年次会合が開催された。中西部太平洋におけるメバチ・キハダの保存管理措置について議論を行ったが、議論が収束せず、下記ア及びイの内容の現在の保存管理措置を1年間延長することが合意された。

ア まき網漁業

集魚装置を用いた操業の3ヶ月間（7～9月）禁止

イ はえ縄漁業

- i) メバチ：2001-2004年の平均値から30%削減
- ii) キハダ：2001-2004年の平均値より増やさない

(9) インド洋まぐろ類委員会 (IOTC)

2011年3月にコロombo（スリランカ）にて IOTC 第15回年次会合が開催された。

ア 各加盟国毎に遵守状況がチェックされ、遵守されていない点について議長から各国へ遵守を督促する書簡を発出し、各国が今後改善を図っていることとされた。

また、洋上転載時に IOTC オブザーバーのチェックにより判明したはえ縄漁船の違反疑義（許可証不所持、VMS スイッチオフ等）について、事務局から旗国に情報提供し、旗国の調査の結果を踏まえ遵守委員会で議論することを我が国が提案し合意された。

イ TAC 及び国別割り当ての設定について、昨年の会合において、2012年の年次会合でメバチ、キハダ等の TAC 及び国別割当又はその代替措置の設定がされることとなっていたことから、具体的な議論はされず、翌年の作業部会を経て翌年の年次会合で議論することが確認された。

(10) 南東大西洋漁業機関 (SEAFO)

2010年1月に6番目の締約国として日本が加盟。2011年10月にウイントフック（ナミビア）で第8回年次会合が開催された。

2011年の第7回年次会合において、メロ及びマルズ

ワイガニの TAC が既に設定されており、その下での各国の漁獲状況や遵守状況のレビューを行った結果、2012年の TAC については、昨年設定した水準（メロ：230 t、マルズワイガニ：400 t）を維持することとなった。

IUU 船舶の入港拒否、寄港国による水揚げ検査についての共同検査の導入など、取締措置を強化することとなった。

(11) そ の 他

ア 北太平洋漁業委員会 (NPFC)

2006年の国連決議を受け、北西太平洋における底魚漁業を対象とした新たな地域漁業管理機関を設立すべく、我が国、韓国、ロシア及び米国の4カ国で協議を開始した。その後、2007年10月に、米国が対象資源を他の条約でカバーされていない全ての公海漁業資源へ拡大し、対象水域も北太平洋公海域全体へ拡大すべき、と提案し、2010年1月に合意された。これに伴い、カナダ、中国、台湾が交渉に参加し、2011年3月に「北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約」案が最終化された。本条約は4カ国目の批准、受諾、承認若しくは加入から180日後に発効する。今後は、本条約が発効し、第1回委員会会合が開催されるまでの間に、委員会運営に必要な規則案等を検討する準備会合を開催することとなっている。

イ ベーリング公海漁業問題

「中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約」（ベーリング公海漁業条約）に基づく第15回年次会議及び科学技術委員会については2010年8月6日から9月22日までの間、米国がホスト国となり、電子メールを活用したバーチャル形式で開催された。年次会議には加盟6か国のうち5か国（日本、韓国、ポーランド (EU)、ロシア及び米国）が出席した（中国は欠席）。

(協議の概要)

今回の年次会議においても、ベーリング公海におけるスケトウダラ資源の回復を示す情報は得られず、1993年からのモラトリアム（操業の一時停止）は2011年も継続されることとなった。

また、我が国はこれまでの年次会議で主張してきたのと同様に、今会議においても漁獲可能水準（AHL：条約水域におけるスケトウダラの漁獲可能量。年次会議の科学技術委員会によるスケトウダラの資源評価に基づき、原則として条約加盟国の意見の一致をもって設定される。）を設定し、漁業再開に向けた作業を進めるべきと主張したが、米国及びロ

シアからの支持を得られず、AHL は設定されなかった。

次回年次会議については、我が国がホストとなり、引き続きバーチャル形式での会合を開催することとなった。

4 国際漁業再編対策事業

(1) 事業の趣旨

我が国の国際漁業をめぐる情勢が一段と厳しさを増している中で、現在の国際社会における我が国の立場を考えた場合、資源状態等に関する科学的根拠や漁獲実績をもとにした外交交渉によっても、我が国の国際漁業の存続を確保することが必ずしも可能な状況ではなく、漁業種類によっては縮減せざるを得ない場合がある。

この場合に重要なことは、漁業者のみならず、関係事業者及び従事者に影響の大きい国際漁業の再編整備をできる限り混乱なく進めることである。

このため、平成元年12月22日の閣議了解により、国際漁業の再編整備について、国際的な情勢を基礎として計画的に実施するとともに、これに伴う所要の対策を総合的に講ずる仕組みを設けることとした。

本事業は、この一環として、将来の国際漁業に関する確かな見通しの下に国際漁業の再編整備を計画的に行うため、交付金の交付等の措置を実施するものである。

(2) 事業の概要

ア 減船漁業者救済対策事業

実施計画に従って減船を行った者に対し、減船漁業者救済費交付金の交付を行う。

イ 不要漁船処理対策事業

実施計画に従った減船に伴って発生する不要漁船をスクラップ処分等にした場合に、不用漁船処理費交付金の交付を行う。

ウ 国際漁業再編対策推進事業

国際漁業再編対策を円滑に推進するため、国際漁業の情勢の把握や交付金の交付等のための推進体制の整備を行う。

(3) 事業の実績

これまで元年度に北洋はえなわ・さし網漁業及び東部ベーリングつぶ漁業、2～4年度に北洋さけ・ます漁業、3～5年度に北方底びき網漁業、4～6年度に公海流し網漁業、10年度に遠洋まぐろはえなわ漁業、13年度にたら等はえ縄漁業、18年度に日本海べにずわいがに漁業、20年度に遠洋まぐろはえ縄漁業及び近海まぐろはえ縄漁業について本事業を実施した。

第12節 漁 船 対 策

1 漁船の勢力と建造状況

我が国の漁船勢力の実態を把握するため、毎年12月31日現在の漁船統計表を作成している。この統計は各都道府県における漁船の登録隻数と、漁船登録を必要としない総トン数1 t未満の無動力漁船数を集計したもので、平成22年12月31日現在については、表16のとおりである。

また、漁船法（昭和25年法律第178号）第4条第1項の規定に基づく平成23年度の農林水産大臣の漁船建造許可件数は表17のとおりである。

表16 平成22年漁船統計表

漁業種類 Type of Fishery	船型 Size	船 質	総 計		動 力 漁 船		無動力漁船	
			隻 数 NO.	総トン数 G.T.	隻 数 NO.	総トン数 G.T.	隻 数 NO.	総トン数 G.T.
総 計	S		3,610	385,461.87	3,610	385,461.87	0	0.00
	W		10,436	12,091.35	7,186	10,536.36	3,250	1,554.99
	F		278,776	704,205.44	273,129	697,955.53	5,647	6,249.91
	T		292,822	1,101,758.66	283,925	1,093,953.76	8,897	7,804.90
淡 水 漁 業	S		29	47.88	29	47.88	0	0.00
	W		3,582	1,223.86	1,288	556.74	2,294	667.12
	F		8,459	7,470.20	6,534	6,843.29	1,925	626.91
	T		12,070	8,741.94	7,851	7,447.91	4,219	1,294.03
合 計 (海 水 漁 業)	S		3,581	385,413.99	3,581	385,413.99	0	0.00
	W		6,854	10,867.49	5,898	9,979.62	956	887.87
	F		270,317	696,735.24	266,595	691,112.24	3,722	5,623.00
	T		280,752	1,093,016.72	276,074	1,086,505.85	4,678	6,510.87
内 水 面	S		10	20.40	10	20.40	0	0.00
	W		43	27.20	43	27.20	0	0.00
	F		736	913.35	700	901.51	36	11.84
	T		789	960.95	753	949.11	36	11.84
採 介 藻	S		208	4,360.98	208	4,360.98	0	0.00
	W		2,424	1,494.02	1,717	1,244.92	707	249.10
	F		77,542	111,016.49	74,734	109,054.02	2,808	1,962.47
	T		80,174	116,871.49	76,659	114,659.92	3,515	2,211.57
定 置	S		434	5,131.87	434	5,131.87	0	0.00
	W		198	576.64	127	345.58	71	231.06
	F		9,407	41,308.40	8,959	38,526.86	448	2,781.54
	T		10,039	47,016.91	9,520	44,004.31	519	3,012.60
一 本 つ り	S		274	23,768.02	274	23,768.02	0	0.00
	W		2,018	2,880.36	2,010	2,863.50	8	16.86
	F		89,094	201,472.94	89,024	201,338.34	70	134.60
	T		91,386	228,121.32	91,308	227,969.86	78	151.46
は え な わ	S		109	5,493.66	109	5,493.66	0	0.00
	W		153	504.36	153	504.36	0	0.00
	F		7,211	26,516.70	7,204	26,510.49	7	6.21
	T		7,473	32,514.72	7,466	32,508.51	7	6.21
刺 網	S		417	11,624.15	417	11,624.15	0	0.00
	W		641	767.78	618	717.46	23	50.32
	F		42,140	90,674.71	42,064	90,582.15	76	92.56
	T		43,198	103,066.64	43,099	102,923.76	99	142.88
ま き 網 (網 船)	S		120	23,856.09	120	23,856.09	0	0.00
	W		29	160.07	18	110.09	11	49.98
	F		958	9,303.83	947	9,235.81	11	68.02
	T		1,107	33,319.99	1,085	33,201.99	22	118.00
まき網附属船	S		446	40,273.19	446	40,273.19	0	0.00
	W		21	256.28	15	253.68	6	2.60
	F		1,465	16,378.38	1,460	16,130.91	5	247.47
	T		1,932	56,907.85	1,921	56,657.78	11	250.07
敷 網	S		46	3,600.02	46	3,600.02	0	0.00
	W		25	64.89	24	62.81	1	2.08
	F		1,451	9,706.00	1,448	9,703.32	3	2.68
	T		1,522	13,370.91	1,518	13,366.15	4	4.76
底 び き 網	S		416	23,813.30	416	23,813.30	0	0.00
	W		550	2,493.43	550	2,493.43	0	0.00
	F		11,850	61,993.57	11,850	61,993.57	0	0.00
	T		12,816	88,300.30	12,816	88,300.30	0	0.00
以西底びき網	S		21	2,433.22	21	2,433.22	0	0.00
	W		0	0.00	0	0.00	0	0.00
	F		0	0.00	0	0.00	0	0.00
	T		21	2,433.22	21	2,433.22	0	0.00
遠洋底びき網	S		8	6,900.62	8	6,900.62	0	0.00
	W		0	0.00	0	0.00	0	0.00
	F		0	0.00	0	0.00	0	0.00
	T		8	6,900.62	8	6,900.62	0	0.00
ひ き 網	S		262	2,354.84	262	2,354.84	0	0.00
	W		241	646.34	183	524.62	58	121.72
	F		6,216	35,630.33	6,183	35,596.47	33	33.86
	T		6,719	38,631.51	6,628	38,475.93	91	155.58
か つ お ・ ま ぐ ろ	S		345	130,039.70	345	130,039.70	0	0.00
	W		0	0.00	0	0.00	0	0.00
	F		634	17,236.94	634	17,236.94	0	0.00
	T		979	147,276.64	979	147,276.64	0	0.00
捕 鯨	S		8	240.30	8	240.30	0	0.00
	W		0	0.00	0	0.00	0	0.00
	F		5	20.79	5	20.79	0	0.00
	T		13	261.09	13	261.09	0	0.00
官 公 庁 船	S		275	82,529.63	275	82,529.63	0	0.00
	W		7	21.28	7	21.28	0	0.00
	F		900	3,703.91	900	3,703.91	0	0.00
	T		1,182	86,254.82	1,182	86,254.82	0	0.00
運 搬 船	S		111	9,454.24	111	9,454.24	0	0.00
	W		13	146.63	13	146.63	0	0.00
	F		1,643	13,337.49	1,634	13,255.02	9	82.47
	T		1,767	22,938.36	1,758	22,855.89	9	82.47
冷 凍 運 搬 及 び 母 船	S		0	0.00	0	0.00	0	0.00
	W		0	0.00	0	0.00	0	0.00
	F		0	0.00	0	0.00	0	0.00
	T		0	0.00	0	0.00	0	0.00
雑 漁 業	S		71	9,519.76	71	9,519.76	0	0.00
	W		491	828.21	420	664.06	71	164.15
	F		19,065	57,521.41	18,849	57,322.13	216	199.28
	T		19,627	67,869.38	19,340	67,505.95	287	363.43

表17 平成23年度漁業種類別・トン数別建造許可隻数

1. 鋼・軽合金船

漁業種類	区分	総 数		50トン未満		50トン以上 100トン未満		100トン以上 200トン未満		200トン以上 300トン未満		300トン以上 500トン未満		500トン以上 1,000トン未満		1,000トン以上	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
かつお・まぐろ		7	2,391					2	238			5	2,153				
底 び き 網		9	927	1	19	4	330	4	578								
ま き 網		3	897					2	398			1	499				
まき網(附属船)		4	787	2	31							2	756				
は え な わ		1	99			1	99										
刺 網		7	1,393					7	1,393								
敷 網		9	1,431	2	38			7	1,393								
一 本 つ り		7	1,288					7	1,288								
官 公 庁 船		5	1,362			2	175	1	189			2	998				
計		52	10,575	5	88	7	604	30	5,477	0	0	10	4,406	0	0	0	0

2. FRP船

漁業種類	区分	総 数		50トン未満		50トン以上 100トン未満		100トン以上 200トン未満		200トン以上 300トン未満		300トン以上 500トン未満		500トン以上 1,000トン未満		1,000トン以上	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
かつお・まぐろ		6	114	6	114												
まき網(附属船)		2	75	1	19	1	56										
刺 網		1	19	1	19												
計		9	208	8	152	1	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1：漁船法第4条第1項の規定に基づき農林水産大臣の許可を受けた建造隻数である。

注2：木船の建造は無し。

2 漁 船 の 輸 出

漁船の外国への輸出(譲渡又は貸渡し)については、輸出貿易管理令に基づく経済産業大臣の承認を受けなければならないこととされている。水産庁においては、国際漁業協定等に基づく漁業秩序の維持、漁業資源の保護等を総合的に勘案の上、事前承認を行っている。平成23年度における譲渡事前承認件数は10カ国33隻、貸渡事前承認件数は5カ国30隻であった。

3 漁船等環境保全・安全推進技術開発事業のうち次世代型漁船等調査検討事業

将来にわたって水産物を持続的に安定供給するためには、燃油経費の削減等、収益性を確保できる経営に体質転換を図ることが急務となっている。また、地球温暖化防止の観点から、化石燃料に100%依存している漁船漁業において、資源の循環や消費抑制・効果的利用を促進する等の革新的な環境循環型エネルギー技術の開発が求められている。

このため、技術開発の進展が目覚ましい水素燃料電池を動力源とした漁船の検討、また、漁船の安全・環境に関する国際基準等において、我が国漁船の実態に即した合理的かつ経済的な内容への検討など、以下の事業を行った。

(1) 水素燃料電池等を利用した漁船の調査検討

水素燃料電池を動力源とする漁船に関する技術的調

査検討を行うと共に、漁船規模や漁業種類についての適合漁船の検討及び水素燃料電池漁船の試設計を実施した。

(2) 漁船安全に関する国際条約等の検討

国際海事機関(IMO)における海上人命安全(SOLAS)条約、トレモリノス漁船安全条約議定書の改正及び小型漁船(12m未満)安全指針検討、並びに国内漁船安全関係基準の見直し作業等の検討を実施した。

トレモリノス漁船安全条約議定書の改正に向けて基礎資料を作成し、我が国の主張に資する提案の検討及び取りまとめを実施した。

(3) インベントリリスト検討

造船所や機器メーカーにおいて、漁船で使用されている有害物質の種類・年度別の使用箇所及び使用量等について現地調査を実施すると共に、データベース作成に向けてのアンケート調査等を実施し、まき網附属運搬船のインベントリリストを作成した。

(4) 条約対応漁船居住設備検討

さんま棒受け網漁船(184トン型)にILO漁業労働条約の居住設備基準を適用した場合の試設計を行い、一般配置図や船員設備詳細図の作成等を実施した。

第13節 漁港・漁場・漁村の整備 及び維持管理

1 漁 港 の 指 定

漁港の指定については、昭和26年以来漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条の規定により行われている。その内容は表18のとおりである。

表18 指 定 漁 港 数

漁港種類	22年 度 末	23年度 指 定	23年度 取消し	23年度 末現在
第1種漁港	2,205	—	5	2,200
第2種漁港	496	4	—	500
第3種漁港	114	—	—	114
第4種漁港	99	—	—	99
計	2,914	4	5	2,913

（注）第3種漁港には特定第3種漁港（八戸ほか12港）が含まれている。

2 漁 港 の 管 理

23年度において、漁港漁場整備法第25条第2項の規定による漁港管理者の選定の届出があり、同条第3項の規定に基づき告示した漁港は1漁港であり、23年度末の漁港管理者別漁港数は表19のとおりである。

表19 漁港管理者別漁港数

漁港種類	22年 度 末	総 数	23年度末	
			都道府 県管理	市町村 管 理
第1種漁港	2,205	2,200	354	1,846
第2種漁港	496	500	310	190
第3種漁港	114	114	108	6
第4種漁港	99	99	99	—
計	2,914	2,913	871	2,042

3 漁港・漁場・漁村の整備

（1）漁港漁場整備長期計画

漁港漁場整備長期計画は、漁港漁場整備法第6条の3の規定に基づき、漁港漁場整備事業の総合的かつ計画的な実施に資するため策定されており、我が国の水産業の基盤の整備における課題に的確に対応する観点から、計画期間に係る事業の実施の目標及び事業量を定めている。平成19年6月8日に第2次の長期計画が策定され、平成19年度から平成23年度の5年間に取り組むべき課題を以下の3つに絞り込み、それらに対する事業を総合的かつ効率的に実施することにより、概ね5年後を目途に、成果を発現させる。

ア 我が国周辺水域における水産資源の生産力の向上

（ア）目指す主な成果

水産基本計画における自給率目標の達成のため、漁場再生及び新規漁場整備により概ね14.5万tの水産物（概ね230万人の国民の消費を賄う水産物に相当）を新たに提供する。

（イ）事業量

我が国周辺水域において、水産資源の生産力の向上を図るため、次の事業を実施する。

a 概ね7万5,000haの魚礁や増養殖場を整備する。

b 概ね25万haの漁場において効用回復に資するたい積物除去等を推進するとともに、概ね5,000haの藻場・干潟の造成に相当する水産資源の生育環境を新たに保全・創造する。

イ 国際競争力の強化と力強い産地づくりの推進

（ア）目指す主な成果

水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、漁港漁場整備事業を通じた高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合を、23%（平成16年度）から概ね50%に向上させる。

水産物流通拠点となる漁港のうち、産地市場前面の陸揚げ用の岸壁が耐震化された漁港の割合を、9%（平成16年度）から概ね40%に向上させる。

（イ）事業量

産地市場の統廃合など水産物流通の構造改革を推進しつつ、水産物の安定供給体制を構築していくことを目的として、次の事業を実施する。

a 水産物流通の拠点となる地区にあっては、陸揚げ時の処理水への清浄海水の導入等による衛生管理の強化や漁港施設の耐震化等の推進を図る地区として、概ね150地区を整備する。

b 中核的に生産活動や操業準備活動等が行われる地区にあっては、港内作業時の安全性の確保、陸揚げ作業時間のロス解消、蓄養殖水面の整備など水産物の保管機能を強化することにより鮮度の保持を図る地区として、概ね485地区を整備する。

ウ 水産物の安定的な提供等を支える安全で安心な漁村の形成

（ア）目指す主な成果

漁港・漁場の水域環境の改善を図る中で、漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の処理人口比率を35%（平成16年度）から概ね60%に向上させる。

地震防災対策強化地域等に立地する漁村のうち、漁港漁場整備事業により地震や津波に対する防災機能の強化が講じられた漁村の人口比率を、21%（平成16年度）から概ね30%に向上させる。

(イ) 事業量

漁港漁場整備を推進することにより漁村の活性化を図る地区として、概ね280地区を整備する。

なお、平成24年3月23日には、平成24年度から平成28年度に取り組むべき事業の実施の目標及び事業量を掲げた第3次の長期計画が閣議決定されたところである。

(2) 直轄特定漁港漁場整備事業

漁港漁場整備法に規定する漁港漁場整備方針に適合した特定漁港漁場整備事業計画に基づき、国が漁港施設のうち基本施設、輸送施設又は漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の整備及び排他的経済水域における漁場整備を行う事業であって、計画事業費が一事業につき20億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。23年度においては、154億7,400万円をもって35地区について事業が実施された。

(3) 水産流通基盤整備事業

水産物の流通機能の強化を図るため、第3種漁港、第4種漁港等において高度衛生管理型荷さばき所や岸壁等を整備する事業であって、計画事業費が一事業につき5億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。23年度においては事業費284億9,800万円（国費155億5,500万円）をもって103地区について事業が実施された。

(4) 水産生産基盤整備事業

浅海域における漁場、藻場・干潟、養殖場と、当該漁場等に密接に関連する漁港における漁港施設を一体的に整備する事業であって、計画事業費が一事業につき3億円（漁港施設の整備が含まれる場合は5億円）を超えるもの等一定の要件を満たすものである。23年度においては事業費341億4,600万円（国費233億900万円）をもって201地区について事業が実施された。

(5) 水産物供給基盤機能保全事業

漁港施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化・縮減を図るため、機能診断や保全計画の策定、保全工事を漁港管理者である地方公共団体に助成されて実施されているものであり、平成23年度においては、事業費73億200万円（国費42億500万円）をもって、39都道府県について実施された。

(6) 漁港施設機能強化事業

高潮や波高の増大等に対して十分に安全が確保されていない漁港施設について、必要最低限の機能強化、

防護対策を行う事業であって、事業計画期間開始年の4月1日を起点とし、過去5年間に於いて、高潮、波高の増大等により被害が生じた漁港であること等一定要件を満たすものである。23年度においては、事業費10億2,600万円（国費6億7,700万円）をもって、10道府県について実施された。

(7) 水産環境整備事業

水産生物の生活史に対応した良好な生息環境空間の創出及び水域の環境保全対策として行う事業であって、計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。23年度においては、事業費188億1,900万円（国費94億9,700万円）をもって、102地区について実施された。

(8) 作業船整備

北海道の直轄工事において使用する国有作業船の建造、修理、改造及び北海道の漁港の機能増進のために必要な機械設備の開発試験を行った。23年度の経費は2,000万円であった。

(9) 水産基盤整備調査事業

この事業は、水産業をめぐる環境の変化に伴い、漁港、漁村及び漁場の整備に求められる要望等に適切に対応していくため、水産基盤整備の今後の展開方向を検討するとともに、その具現化のために必要な計画技術及び設計技術・施工技術等の改善や手法の確立を図るほか、漁港の機能の増進、漁場の整備及び開発並びに漁港背後の漁業集落における生活環境改善のために必要な調査を実施することにより、水産基盤整備事業の計画的、効率的かつ円滑な実施に資することを目的とする。

水産基盤整備調査費

17調査 事業費 4億2,325万円（定額）

水産基盤整備調査費補助

16カ所 事業費 1億8,400万円（国費9,200万円）

(10) 後進地域開発特例法適用団体等補助率差額

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第2条の適用団体（県）が行った特定漁港漁場整備事業、指定漁港漁場整備事業（事業費5,000万円以上のものに限る。）、漁港関連道整備事業及び漁場保全の森づくり事業に係る補助金について、特例法の定める引上率（最高1.25まで）により、23年度において当該適用団体に補助率差額26億5,176万円を交付した。

（内訳）

水産基盤分	2,756,815千円
	（うち有明分 105,056千円）
計	2,756,815千円

(有明分を除く計 2,651,758千円)

(11) 産地における水産業の強化【強い水産業づくり交付金のうち産地水産業強化支援事業】

漁村において、協議会が策定する「産地水産業強化計画」に基づき、所得の向上、地先資源の増大、漁業の6次産業化等に資する取組やその計画実現のために必要な施設整備に対して支援することにより、産地における水産業を強化するための事業であり、平成23年度においては、74計画に対して支援を実施した。

(12) 漁港の高度利用のための整備【強い水産業づくり交付金のうち漁港機能高度化目標】

漁港の機能の向上及び利用の円滑化を目指し、高度衛生管理、就労環境の改善等の水産業に係る要請の多様化、都市との交流による漁港利用の増大等の情勢変化に対応するため、漁業活動の軽労化に資する施設、快適な漁港環境形成に資する施設等の整備を行う事業であり、23年度は、9都道府県において事業が実施された。

(13) 漁村地域力向上事業

この事業は、活力ある漁村づくり及び都市と漁村の共生・対流を促進するため、地域自らが考え行動する先導的な取組を誘発するための補助事業と地域の挑戦

を可能とするための環境整備に資する委託事業を併せて実施する事業である。

前者においては、提案公募により、9地域の先進的な地域ぐるみの取組を選定し、その実施に対して支援を行った。

また、後者では、上記モデル地域の取組事例を基に成功条件等の検討を行うとともに、地域リーダーの資質向上等をテーマに地域リーダー育成研修会の開催などを行った。また、活力ある漁村づくり活性化事例集、子供たちの漁村受け入れガイドライン、漁業の多角化を進めるための指針を作成した。

(14) 海岸事業

海岸法(昭和31年法律第101号)に基づく、海岸保全施設整備事業により、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から漁村を保全するため、堤防、突堤、護岸等の海岸保全施設の新設、改良等を実施した。平成23年度に補助事業として実施したのは、国土保全上特に重要な特例補助率海岸であり、この他の漁港海岸関係事業については、農山漁村地域整備交付金及び地域自主戦略交付金〔内閣府計上〕を活用して事業実施した。平成23年度における海岸保全事業の実施状況は表20のとおりである。

表20 平成23年度海岸保全事業の実施状況

区 分	実 施 額		地 区 数			
	事業費 (千円)	国 費 (千円)	継 続	新 規	計 完	了
直轄海岸保全施設整備事業						
海岸保全施設整備事業	985,000	656,000	3	1	4	1
計	985,000	656,000	3	1	4	1

4 水産業・漁村の多面的機能

(1) 趣 旨

水産業・漁村の有する多面的機能について、幅広く国民の理解と支持を得るために、積極的な普及啓発活動を展開するとともに、次のような取組を進めているところ。

(2) 内 容

ア 環境・生態系保全対策

この事業は、国民への水産物の安定供給と藻場・干潟等の有する公益的機能の維持を図るため、漁業者や地域の住民等が行う藻場・干潟等の保全活動を支援するものである。23年度においては34地域協議会(30道府県)284活動組織で交付金支援による環境・生態系保全活動が実施された。また、藻場・干

潟等の保全活動を全国的に推進するため、保全活動状況の報告会や技術的事項についての講習会の開催等を行う民間団体に対し助成を行った。(平成23年度予算額 588,409千円)

イ 離島漁業再生支援交付金

生産資材の獲得や販売など、主として輸送の面において不利な条件にあり、漁業就業者の減少や高齢化が進展する離島において、地域の漁業を再生するための漁場の生産力の向上や集落の創意工夫を活かした新たな取組に対し、交付金による支援を行った。

制度の対象となる離島を有する都道府県は26都道府県あり、23年度においてはそのうち17都道府県77市町村221集落協定772漁業集落において交付金支援による漁業再生活動が実施された。(平成23年度予算額 1,300,000千円)

第14節 水産関係試験研究

1 水産業新技術開発事業

(1) 漁場環境・水産資源持続的利用型技術開発事業

我が国漁業は、周辺水域の資源状況の悪化、生産量の減少、魚価の低迷等厳しい状況に直面していることから、漁業の基盤である水産資源の増大、維持・回復が重要な課題となっており、資源の持続的な利用を図るための研究・開発が強く求められている。このための研究・開発を効率的に実施した。

○ 水産物の原産地判別手法等の技術開発事業

優良な形質を有するノリ株を確実・簡便に選抜するため、室内培養による品種特性の評価技術開発を実施した。

(2) 水産業振興型技術開発事業

我が国水産業は、周辺水域の資源状況の悪化、生産量の減少、魚価の低迷等厳しい状況に直面している。このような中、漁業地域の活性化、競争力のある水産経営を実現するため、今までの水揚量・金額に頼る経営から、収益を重視する経営への転換を図る必要があり、これを支援するための水産技術の革新が強く求められている。このため、実用化の実現性が高い海藻を中心とした水産バイオマス資源の利用技術の開発等を行った。

○ 水産バイオマスの資源化技術開発事業

海藻等の未利用資源を原料として、バイオエタノールやバイオメタンガス、バイオプラスチックの生産、健康増進機能を有するオリゴ糖等の有効成分の抽出など、総合的に利活用する技術の開発を実施した。

(3) 新たなノリ色落ち対策技術開発事業

ノリ養殖業における色落ち問題は深刻な状況にあり、我が国における主要なノリ生産地で頻繁に発生し、漁業経営に深刻な打撃を与えている。

このため、ノリ色落ちの原因となる植物プランクトンを補食する二枚貝類をノリ養殖漁場近傍で増殖させる技術の開発、植物プランクトンの発生を抑制しつつ、ノリ養殖漁場に十分な栄養塩を供給することが可能な水質レベルを維持・管理する技術開発を実施した。

(4) 漁船等環境保全・安全推進技術開発事業

ア 電動漁船等地球環境保全型漁船の技術開発事業

化石燃料に大きく依存している漁船漁業において、二酸化炭素排出削減など地球環境保全に資する省エネルギー効果の高い技術の開発・導入を進める

こと等が重要となっているため、二酸化炭素等の排出を大幅に削減する電動漁船の開発を行った。

イ 漁船復原性向上対策緊急事業

近年のまき網漁船の転覆事故をはじめ、依然として漁船の海難事故等が多発しており、漁船漁業における安全対策を講じることが急務となっている。このため、大中型まき網漁船を対象に、復原性向上のための具体的対策の検討及び実際の漁船を利用して復原性向上のための改造工事を行い、復原性能試験を実施し、安全性向上のための検証を行った。

ウ 衛星利用漁場探索技術実用化事業

効率的な漁場探索により省エネ操業の実現を図るため、衛星画像（海面高度等）及び漁船からの観測データ（水温・塩分）による暖水塊の鉛直構造と漁場形成の解析により、効率的な漁場探索技術の開発を行った。

エ 漁船リニューアル促進技術開発事業

引き続き厳しい漁業情勢の中、多くの漁船が船齢15年以上の高船齢となっている。このため、漁船の生涯にかかる修繕等の総コストを抑制するために、沖合底びき網漁船の安全性向上及び漁船の生涯にわたる総コストを低減させる手法の開発及び指針を作成し、これらの成果を漁業者等に普及した。

オ 漁業無線安全等高度活用技術開発事業

漁業専用の通信システムとして操業の安全情報等を提供している漁業無線では、依然としてアナログ通信が使用されていることから、漁業者の必要な情報を文字及び画像情報として画面上に表示するなど、漁船漁業の安全性の向上に資する洋上無線設備及び無線局側設備の開発及び表示メニューの検討を行った。

(5) 地球温暖化対策推進費

地球温暖化の進行防止のための新たな吸収源対策として可能性を有する藻場・干潟等の炭素吸収機能の調査・検討等を行うとともに、高水温耐性等を有する養殖品種の評価・選抜等を行った。

2 国際漁業問題及び漁業資源に関する調査研究

国際的な資源管理体制の確立に積極的に貢献することを目的として、公海、外国排他的経済水域等において漁獲される高度回遊性魚類（かつお・まぐろ類）、溯河性魚類（さけ・ます類）等の国際漁業資源について、科学的知見に基づく適切な保存管理を実施するために必要な、資源調査、科学オブザーバーの育成及び二国間協定等の枠組みにおける科学者交流を実施した。

3 漁海況予報事業

漁業資源の合理的利用と漁業生産の効率化により漁業経営の安定を図るため、主要浮魚類の長期漁況海況予報を作成し公表した。また、(社)漁業情報サービスセンターが我が国周辺海域を中心として漁況海況の実況データを収集、分析、提供を行う事業に対して助成した。

4 独立行政法人水産総合研究センター

独立行政法人水産総合研究センターは、中央省庁等改革により、平成13年4月1日に、これまでの水産庁研究所を統合して新たな組織として設立された。

さらに、その後の法人等改革の流れを受けて、平成15年10月1日に、認可法人海洋水産資源開発センター及び社団法人日本栽培漁業協会、平成18年4月1日に、独立行政法人さけ・ます資源管理センターの事業をそれぞれ引き継ぐため組織の改編を行った。

また、第二期中期計画における評価等を踏まえ、第三期中期計画が平成23年4月1日より開始され、

ア わが国周辺及び国際水産資源の持続可能な利用のための管理技術の開発

イ 沿岸漁業の振興のための水産資源の積極的な造成と合理的利用及び漁場環境の保全技術の開発

ウ 持続的な養殖業の発展に向けた生産性向上技術と環境対策技術の開発

エ 水産物の安全・消費者の信頼確保と水産業の発展のための研究開発

オ 基盤となるモニタリング及び基礎的・先導的研究開発

を行い、情報提供、成果の普及等に努めたとともに、これらの業務実施に要する経費について23年度は運営費交付金157億8,651万8千円を交付した。

第15節 船 舶

1 水産庁の船舶

水産庁（瀬戸内海漁業調整事務所・九州漁業調整事務所・境港漁業調整事務所を含む。）の船舶は総数8隻で、行政需要に対応するため、漁業取締、漁業調査に区分されている。大きさは149tから2,630tにまで及ぶ。船舶の行政目的による区分、船名、所属、航行区域及び規模等については、表21のとおりである。

表21 行政目的別船舶

船 名	使用目的	定 員	船 籍 (定けい港)	航行区域	船 質	総トン数	主 機	出力
水産本庁								
開洋丸	漁業調査	38	東京（東京）	世界全海域	鋼	2,630	ディーゼル	2,574kw ×2 電気推進1,100kw
照洋丸	漁業調査	35	東京（東京）	世界全海域	鋼	2,214	ディーゼル	2,206kw ×2 電気推進 350kw
東光丸	漁業取締	33	東京（東京）	世界全海域	鋼	2,071	ディーゼル	2,942kw ×2
白竜丸	漁業取締	27	東京（東京）	世界全海域	鋼	1,299	ディーゼル	2,206kw ×2
船舶予備員		11						
瀬戸内海漁業調整事務所								
白 鷺	漁業取締	14	東京（神戸）	日本沿岸沖合近海	軽合金	149	ディーゼル	1,764kw ×2
九州漁業調整事務所								
白萩丸	漁業取締	23	東京（福岡）	日本沿岸沖合近海	鋼	499	ディーゼル	1,471kw ×2
白鷗丸	漁業取締	23	東京（福岡）	日本沿岸沖合近海	鋼	499	ディーゼル	2,942kw ×1
境港漁業調整事務所								
白嶺丸	漁業取締	23	東京（境港）	日本沿岸沖合近海	鋼	499	ディーゼル	1,471kw ×2
合 計	8隻	227						

2 業 務

(1) 漁 業 取 締 船

漁業取締船は水産本庁所属の2隻、瀬戸内海漁業調

整事務所所属1隻、九州漁業調整事務所所属2隻、境港漁業調整事務所1隻の計6隻である。

漁業取締船は漁業秩序維持の指導及び取締り並びに漁船の保護のため、日本周辺、沖合及び遠洋海域で我

が国漁船の監視・取締業務に当たっている。

さらに、我が国排他的経済水域において、近年活動の増している外国漁船に対し国連海洋法条約に基づく沿岸国主義の下で我が国法令に基づき、取締りを実施している。また、国際条約等による漁業資源の保存管理のための操業海域の規制等が強まるとともに、漁業取締船の指導取締対象海域の拡大、規制内容の複雑化等に伴い、漁業取締船の業務の重要性が一層増加している。

(2) 漁 業 調 査 船

漁業調査船は水産本庁所属の開洋丸及び照洋丸の計2隻である。これらの調査船は、地域漁業管理機関における資源評価等に必要な調査、漁業協定等に基づいて行われる国際共同調査、国際的な議論の動向に対し迅速に対応することが必要な調査等の実施を主な目的としている。

